

特別史跡常陸国分寺跡
保存活用計画

令和2年（2020）3月

石岡市教育委員会

序

大正11年（1922）10月12日に常陸国分寺跡は国の史跡指定を受け、実に98年がたちました。その後、昭和27年3月29日には国史跡から選ばれる特別史跡に指定されました。天平13年（741）に聖武天皇の命により建立されたこの寺院が今も継承され、大切に保存されてきたことはとても意義深いことと思われまます。

この度策定されたこの計画は、文化財としての常陸国分寺跡を将来に伝えるために確実に保存し、活用をはかるための基本的な方法を示したものです。現国分寺住職、考古学や古代史の専門家の方、地元の代表の方、そして市民の皆様のご意見を拝聴しながら、策定にこぎつけることができました。国指定からおよそ100年、ようやくスタート地点につくことができた、改めて身の引き締まる思いです。

この計画を市政に着実に反映させていくことをお約束しつつ、挨拶とさせていただきます。

石岡市教育委員会

教育長 児 島 裕 治

例 言

- 1 本書は、茨城県石岡市府中に所在する特別史跡常陸国分寺跡の保存活用計画である。
- 2 本計画の策定にかかる事業は、石岡市教育委員会が主体となり、文化庁の国庫補助を受けて平成29年度に航空測量、平成30年度・令和元年度に計画検討を実施した。
- 3 本計画は、特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画策定委員会における検討・審議、および文化庁文化財部文化財第二課、茨城県教育庁文化課の指導を得て、事務局である石岡市教育委員会がまとめたものである。
- 4 本計画の策定にあたり、航空測量を株式会社東京航業研究所、図版作成・編集等のコンサルタント業務を株式会社文化財保存計画協会に委託した。

特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画

目 次

・ 序	
・ 例 言	
第 1 章 保存活用計画策定の目的と経過	1
第 1 節 保存活用計画策定の目的	1
第 2 節 保存活用計画の対象範囲	2
第 3 節 保存活用計画策定の経過	4
1. 委員会の設置	4
2. 審議等の経過	4
3. 住民説明会の開催	5
第 4 節 保存活用計画の実施	5
第 2 章 特別史跡常陸国分寺跡の概要	6
第 1 節 史跡指定・特別史跡指定に至る経過	6
第 2 節 指定内容	8
1. 史跡指定の内容	8
2. 特別史跡指定の内容	10
第 3 節 常陸国分寺跡を取り巻く諸環境	12
1. 石岡市の市勢	12
2. 自然環境	13
3. 歴史的環境	16
4. 社会的環境	27
第 4 節 発掘調査からみた常陸国分寺跡	30
1. 伽藍配置及び範囲	30
2. 主要遺構	31
3. まとめ	39
第 5 節 指定地内の文化財建造物	42
1. 旧千手院山門（石岡市指定文化財）	42
2. 都々一坊扇歌堂（石岡市指定文化財）	42

第3章 特別史跡常陸国分寺跡の価値	43
第1節 指定地（Ⅰ地区）の価値	43
1. 主要な価値	43
2. 副次的な価値	44
第2節 指定地外（Ⅱ地区）の価値（南門・塔地区）	45
1. 主要な価値	45
2. 副次的な価値	45
第4章 現状と課題	47
第1節 計画対象範囲の現状と課題	47
1. 土地利用等の状況	47
2. 現状と課題	49
第2節 関係法令と関連計画	52
1. 関係法令	52
2. 上位計画・関連計画	55
第5章 計画の大綱	59
第6章 保存管理	61
第1節 対象範囲の地区区分	61
1. Ⅰ地区（指定地）	61
2. Ⅱ地区（南門・塔地区）	61
第2節 各地区の構成要素	63
1. Ⅰ地区（指定地）	63
2. Ⅱ地区（南門・塔地区）	66
第3節 地区別の保存管理の方向性及び方法	68
1. ⅠA地区（国分寺境内）	68
2. ⅠB地区（住宅地）	68
3. ⅠC地区（国道）、ⅠD地区（市道）	69
4. Ⅱ地区（指定地外、南門・塔地区）	69
第4節 発掘調査	70
1. Ⅰ地区（指定地）	70
2. Ⅱ地区（指定地外の南門・塔地区）	70
3. 国分遺跡	70
第5節 Ⅰ地区（指定地）における現状変更等の取扱	71

1. 現状変更等の取扱いに関する基本的事項	71
2. 現状変更等の取扱基準	73
第6節 II地区における埋蔵文化財の取扱	77
1. 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための掘削	77
2. 土木工事等の取扱い	77
第7節 追加指定と公有地化	79
1. 追加指定	79
2. 公有地化	80
第7章 活用	81
第1節 方向性	81
第2節 方法	82
第8章 整備	84
第1節 方向性	84
第2節 方法	84
第9章 管理運営・体制の整備	86
第1節 方向性	86
第2節 方法と体制	86
第10章 施策の実施	87
第1節 段階的な事業区分	87
第2節 段階ごとの事業計画	88
第11章 経過観察	89
第1節 方向性	89
第2節 方法	89

第1章 保存活用計画策定の目的と経過

第1節 保存活用計画策定の目的

特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画（以下、「本計画」と記す）は、石岡市府中五丁目に所在する特別史跡常陸国分寺跡を未来にわたって確実に保存し有効活用を図っていくための方策を定めた計画である。

天平時代、聖武天皇の治世、相次ぐ天変地異や有力貴族の反乱などにより荒廃していた。天平13年（741）に聖武天皇は仏教の力を借り、世の中の平穏を取り戻そうとする。それが国分寺造立の詔である。これを契機に全国に60余の国分寺が建設されることとなった。石岡市には7世紀後半以降、常陸国を統括する国府が設置され、国司が政務を執っており、国分寺・尼寺も同じ台地上に置かれることとなったのである。

特別史跡常陸国分寺跡とその周辺は真言宗智山派である現在の国分寺（以下、「現国分寺」と記す）境内を中心に、宅地が広がる地域である。指定地は常陸国分寺の伽藍全体を含めたものではなく、今後、指定地やその周辺に開発計画等が持ち上がり、文化財保護の観点から様々な課題が生じる恐れがある。また、大正11年の指定以降、長きにわたって文化財として保護されてきたが、所有者が変遷する過程の中で、文化財保護の認識が次第に薄れつつある。指定範囲を明示した資料がないために、現状変更の申請が徹底されていないなど、手続き上の問題が生じている。

国民共有の財産である史跡は、そうした現状変更等や周辺環境の変化によってその価値が損なわれることの無いよう、恒久的かつ確実に保存していかなければならない。そのためには当史跡の価値を広く社会と共有し、特性に基づく活用を図ることも必要である。それを実現するためには、具体的な方法や取組みなどに関する指針の策定が急務となっている。

また、昭和27年に特別史跡指定後の常陸国分寺の調査、他の国分寺の調査事例により研究が進出し、かつての価値づけとは異なる知見が生じている。最新の調査研究成果を踏まえて、価値づけを再確認する必要がある。

そこで、本計画においては、特別史跡常陸国分寺跡の価値を確認し、特別史跡を取り巻く様々な課題を整理することで、適切な保存管理を推進するための方策と現状変更等の具体的な取扱い基準を定めると同時に、史跡を広く活用するための活用・整備に関する基本方針を示す。さらに、常陸国分寺跡と密接な関わりを示す遺跡など、周辺の歴史文化遺産との連携による活用の推進も視野に入れることとする。

第2節 保存活用計画の対象範囲

本計画は、特別史跡常陸国分寺跡の指定地（これをⅠ地区とする）と、指定地外ではあるが、南門や塔などを含む伽藍を区画する区画溝で囲まれた範囲（これをⅡ地区とする）を対象範囲とする。常陸国分寺跡の全容解明のための調査研究を継続し、適切な保存措置を図り、活用していくことを目指す範囲である。特にⅡ地区については、指定地と同等の価値を有し保存が求められる地区であり、追加指定を検討する地区として取り上げる。

このほか、上記の計画対象範囲の周辺には、苑池や僧房、関連集落など常陸国分寺と関連する諸施設の存在が想定される範囲（主として国分遺跡の範囲）がある。さらには、特別史跡常陸国分尼寺跡、史跡常陸国府跡といった重要遺跡、尼寺ヶ原遺跡、一本松遺跡、鹿の子遺跡、代官屋敷遺跡、府中城跡、宮部遺跡など常陸国分寺と密接な関係を持つ歴史遺産が多く分布しており、より有効な活用を図ることが可能である。

このため、これらの分布範囲も視野に入れ、各歴史遺産・文化施設と当史跡とを結びつけた整備や活用のあり方について触れることとする。

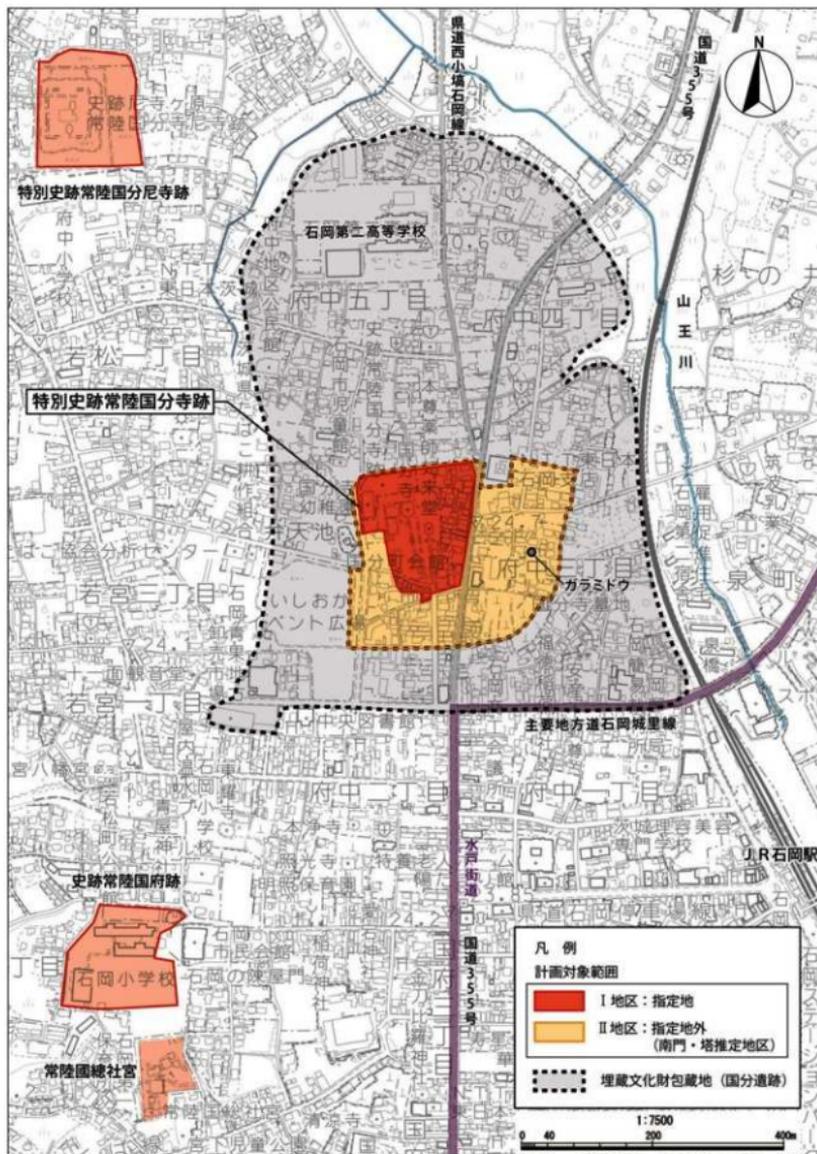


図1 計画対象範囲図

第3節 保存活用計画策定の経過

1. 委員会の設置

石岡市教育委員会は、本計画の策定に係る審議を行うために、専門家や地元代表からなる「常陸国分寺跡保存活用計画策定委員会」（以下、委員会と記す）を設置した。また、本計画の検討は、文化庁文化財部、茨城県教育庁文化課の指導・助言を得ながら進めた。

委員構成は次のとおりである。

表1 常陸国分寺跡保存活用計画策定委員会 委員構成

	氏名	所属・職名	専門	備考
委員	須田 勲	元 国士館大学文学部教授	考古学	
	佐藤 信	大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事	古代史	
	川井 正一	市文化財保護審議会会長	考古学	委員長
	黒澤 彰哉	市文化財保護審議会副会長	考古学	副委員長
	岩田 良彦	国分寺住職	地元代表	
	佐々木 敏夫	国分町5区区长	地元代表	
	酒井 晴夫	国分町8区区长	地元代表	
	田口 茂	国分町9区代表	地元代表	
顧問	山下 信一郎	文化庁文化財部文化財第二課 主任調査官		
	芳賀 友博	茨城県教育庁文化課 課長補佐		
	齋藤 貴史	茨城県教育庁文化課 文化財保護主事（平成30年度）		
	齋藤 和浩	茨城県教育庁文化課 文化財保護主事（令和元年度）		
事務局	原田 和宣	石岡市教育委員会文化振興課 課長		
	箕輪 健一	文化振興課 課長補佐		
	小杉山 大輔	文化振興課 係長		
	谷仲 俊雄	文化振興課 係長		
	竹内 智晴	文化振興課 主幹		
	中村 菜摘	文化振興課 主事（令和元年度）		

2. 審議等の経過

委員会は、平成28年度に準備会を開催したのち、正式に発足した平成30年度に2回、令和元年度に3回開催し、保存活用計画に係る審議を行った。これらの審議の内容を踏まえ、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、本計画を策定した。

委員会の審議内容は次のとおりである。

表2 審議等の経過一覧

名称	日程	審議内容
平成28年度 準備会	平成29年(2017) 3月14日	(1) 協議事項 ・常陸国分寺跡確認調査の概要について ・調査内容の検討及び今後の調査について
平成30年度 第1回 委員会	平成30年(2018) 12月12日	(1) 委員長・副委員長選出 (2) 報告事項 ・近年の調査の経緯及び史跡の現状について ・常陸国分寺跡保存活用計画の検討範囲について
平成30年度 第2回 委員会	平成31年(2019) 2月20日	(1) 協議事項 ・特別史跡常陸国分寺跡の本質的な価値について ・特別史跡の現状と課題について
令和元年度 第1回 委員会	令和元年(2019) 7月5日	(1) 協議事項 ・要綱の変更について ・計画の大綱・保存管理の検討について
令和元年度 第2回 委員会	令和元年(2019) 11月20日	(1) 協議事項 ・第5章・6章の修正について ・史跡の活用・整備等について
令和元年度 第3回 委員会	令和2年(2020) 2月14日	(1) 協議事項 ・史跡の活用・整備について ・全体について

3. 住民説明会の開催

本計画の周知を図るため、住民説明会を開催した。第1回・第2回は、指定地内に財産を有する人・住所を有する人(43名)を対象とし、いずれも府中地区公民館にて開催した。その後、住民説明会欠席者を対象に、戸別訪問にて説明を行った。

なお、令和2年3月に開催を予定していた第3回の住民説明会は、II地区に在住する市民を対象としていたが、新型コロナウイルスの影響により取りやめた。

表3 住民説明会の実施状況

日程	場所/参加人数	内容
第1回 住民説明会 平成30年10月13日	府中地区公民館 (指定地対象:出席者10人)	・指定範囲の周知 ・現状変更の許可申請の必要性等
第2回 住民説明会 令和元年7月27日	府中地区公民館 (指定地対象:出席者5人)	・固定資産税の減額の検討 ・土地の公有化の検討
令和2年1月～3月	戸別訪問(23人)	・第1回・第2回説明会内容の周知

第4節 保存活用計画の実施

本計画は、令和2年(2020)4月1日より発効する。

今後の発掘調査成果に伴う追加指定や整備・活用の進捗状況等を考慮し、本計画は必要に応じて見直しを行うものとする。

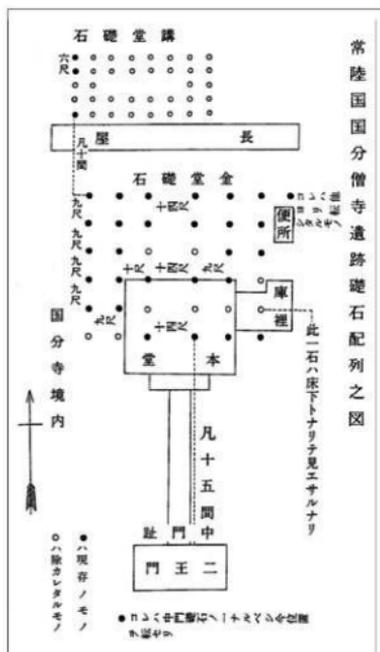


図3 常陸国分寺僧寺遺跡礎石配列之図
和田千吉「常陸国分寺址」(明治36年)
明治41年の大火前唯一の図面

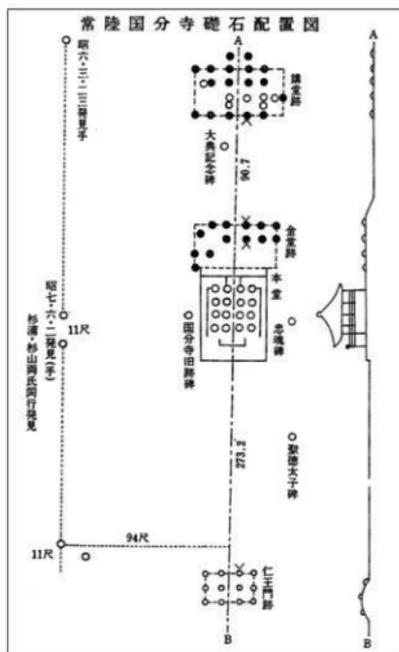


図4 常陸国分寺礎石配置図
柴田常恵『埼玉、茨城、群馬三県下に於ける指定史蹟』
(昭和2年)

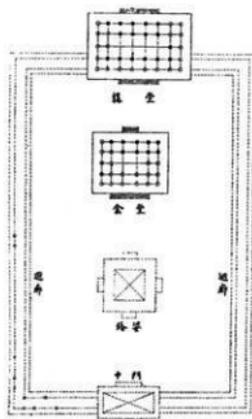


図5 常陸国分寺僧寺推定復元圖 太田静六1940 (昭和15年)

第2節 指定内容

1. 史跡指定の内容

常陸国分寺跡は、文化財保護法の前身にあたる「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき指定された。

名 称 : 常陸国分寺跡

種 別 : 史跡

指定年月日 : 大正11年10月12日 (内務省告示第270号)

指定面積 : (図6参照)

指定地番 : (図6参照)

指定基準 : 二、社寺の跡及祭祀信仰に関する史跡にして重要なもの
(史蹟名勝天然紀念物保存要目)

管理団体 : 石岡市 (管理団体の指定は大正12年12月13日)

説 明 : 現國分寺ヲ中心トシ隣接民有宅地ヲ含メル南北長約百間北邊又同ジク百間南邊長約六十間ノ地域内ニ土壇礎石ヲ存シ舊規ノ見ルヘキモノアリ此ノ地域内ヨリ奈良朝時代ノ特徴アル古瓦ヲ出ス

第3節 常陸国分寺跡を取り巻く諸環境

1. 石岡市の市勢

常陸国分寺跡が所在する石岡市は、茨城県のほぼ中央に位置している。平成17年に旧石岡市と旧八郷町が合併して誕生した本市は、面積215.62km²で、県土の約3.5%を占めている。人口は、令和2年（2020）3月時点で74,408人（31,149世帯）である。

本市の大半は、関東平野特有の平坦な地形で構成され、市城の北西部に連なる筑波山系から南部の市街地にかけてなだらかな丘陵地が広がっている。市北部から東南端へと流れる恋瀬川は、国内第2位の面積を有する湖である霞ヶ浦に注いでいる。

交通網は、首都圏と東北地方を結ぶ常磐自動車道・国道6号・JR常磐線が本市を南北に貫いている。さらに、市城のすぐ北を北関東自動車道が横断しているほか、茨城空港も市内から約10kmの距離にある。首都圏への交通アクセスの良さは、市民生活はもとより、企業誘致や農作物の出荷などにおいても有利に働いている。

石岡市の産業構造は、第3次産業が最も高い割合を占めており、現在も増加傾向にある。その中でサービス業や不動産業が高い構成比率を占める一方、卸・小売業、運輸・通信業は生産額が減少しつつある。酒造りや農産物加工などの地場産業や、工業団地に企業誘致してきた製造業を含む第2次産業の生産額は、近年減少傾向にあり、現在は市内総生産の3割程度にとどまっている。農業に関しては、総生産に占める割合は低いものの、肥沃な優良農地と高い技術及び大都市近郊という優位性を活かし、米、野菜、果物など、幅広い農産物の生産が行われている。

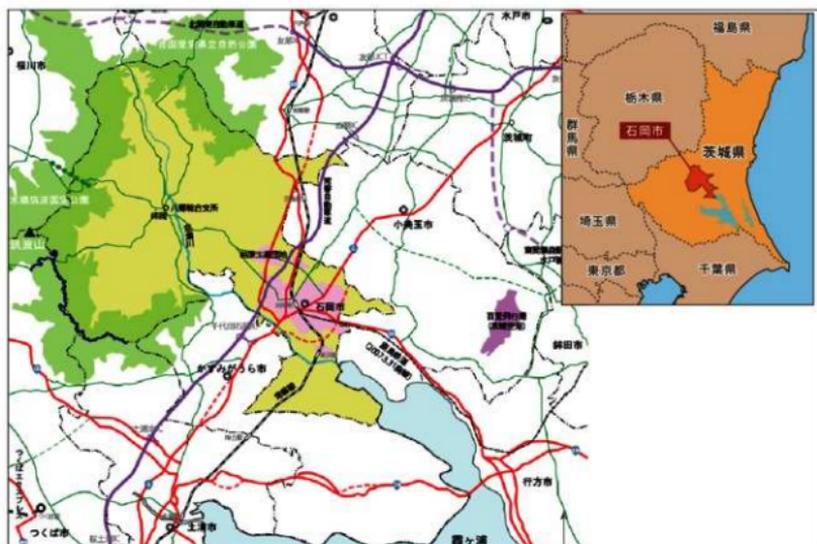


図10 石岡市の位置及び地勢

2. 自然環境

(1) 地形・地質

石岡市は関東平野の北東隅に位置しており、市域の南半は、恋瀬川を挟んで南北に広がる平坦な洪積台地と、河川沿いの細長い沖積低地で構成されている。

恋瀬川を挟んで南北に分かれる台地のうち、北側の恋瀬川から園部川までの間の台地は石岡台地と呼ばれている。これに対して、恋瀬川の南側は出島台地と呼ばれる台地の一部にあたる。石岡付近の台地の特徴は、標高25～30mの範囲が広くて台地の大部分を占めており、かつ平坦であること、山地に近づいて30～50mの間はいくらか勾配が急になり、50m付近で非常に明瞭な境界線を持って山地に接している。

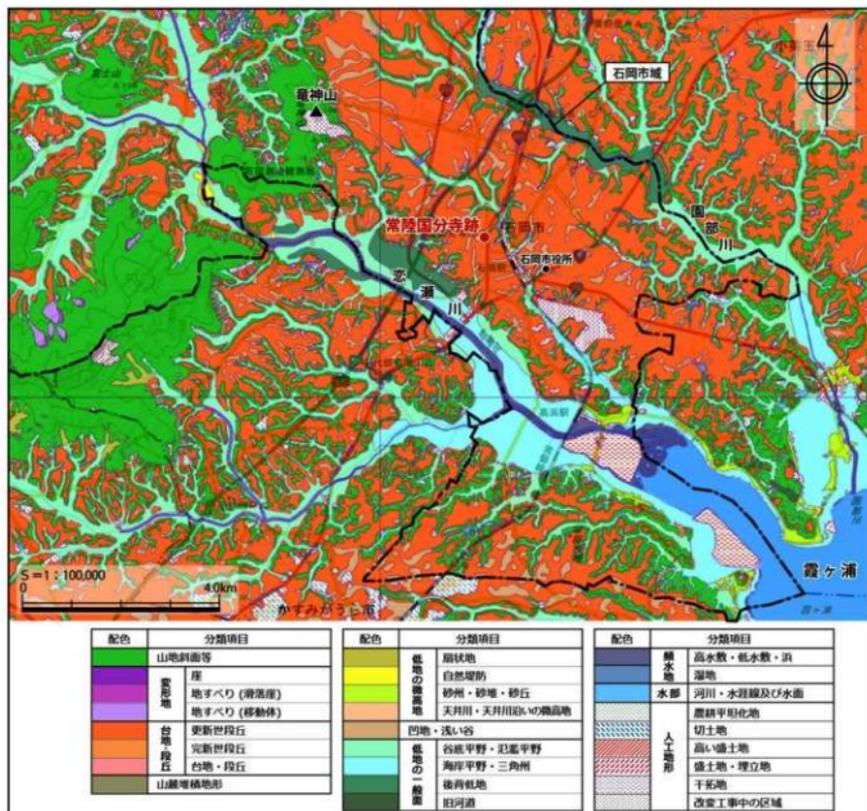


図11 土地条件図(国土地理院電子国土Web)

地層は、地表から下へ黒土、関東ローム層(赤土)、茨城粘土層、見和層上部の砂層という順

序で、各地層が台地一帯にほぼ水平に広がって堆積しており、この状況は石岡市の台地でほとんど共通している。石岡付近は、今から約12万年前の最終間氷期（高海面期）には浅海域であったことを示す地層が、見和層上部の砂層である。12万年前の海岸線は、地形的にみて台地と山地の境界、現在の海拔50m前後の所にあった。そして、最終氷期の低海面期を経て、現在の台地が形成された。

常陸国分寺跡は、恋瀬川と山王川に挟まれた南へ舌状に延びる台地上に立地する。標高は約25m前後であることが、地形図から読み取れる。同じ台地上には、常陸国府もまとまて立地する。また、古来より石岡市街地の各所に湧水がみられ、地域で大切に守られてきた。府中六井（小目井、石井、室ヶ井、鈴緒井、野々井、杉の井）の言い伝えがある。

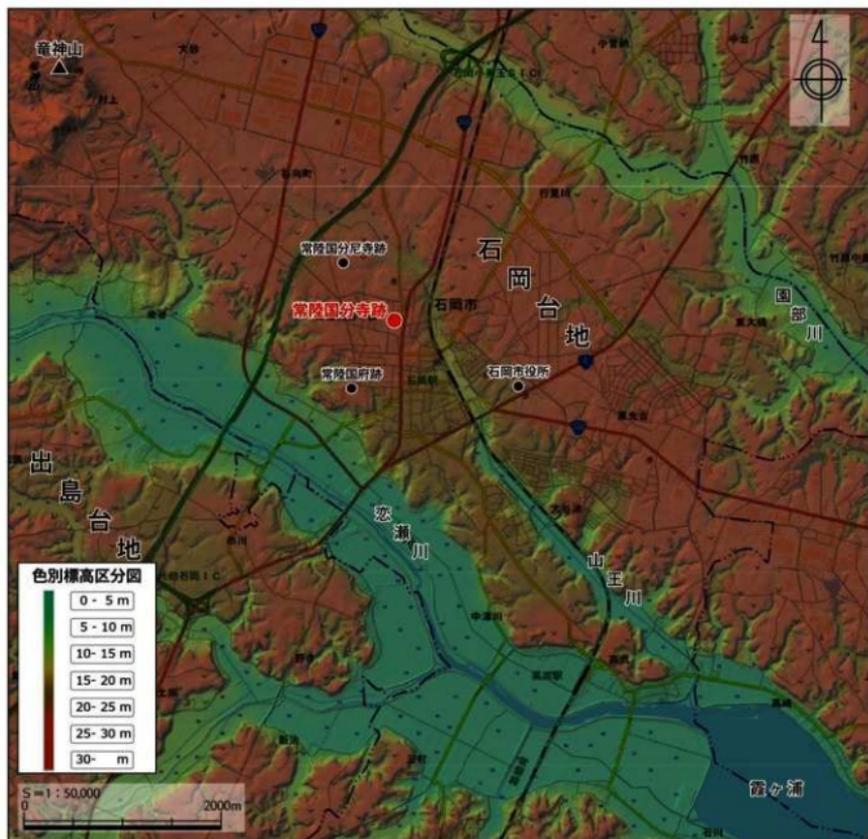


図12 常陸国分寺跡周辺の標高区分図 (国土地理院電子国土Web)

恋瀬川河口付近の高台にある舟塚山古墳は、南に霞ヶ浦の高浜入江を望み、西には筑波の霊峰を仰ぐ景勝の地にある。舟塚山古墳は5世紀中頃の築造と推定される前方後円墳で、全長186m、前方部幅100m、後円部径90mであり、県内最大の規模を誇る。

このように古くから人々が生活し、「地の利」と「水の利」の好条件に恵まれたことが、常陸国分寺跡の立地として選ばれた理由のひとつであったと考えられる。

(2) 気候

石岡市は、年間平均気温が14.6℃（平成29年度）と温暖な地域であり、年間降水量は1,091mm（平成29年度）、降雪は年1～2回になっている。これは、茨城県内の標準的な年平均気温を示し、年間降水量はやや少ない。春から夏にかけては南寄りの風が吹き、湿度もやや高い。夏には30度を超える日もある。秋は残暑が続くことが多く、また雨量も多い。冬は北西から強い風が吹き、晴天が続くので空気は乾燥する。

石岡市では、冬に北西から吹く強風を「筑波おろし」と呼んでいる。あたかも筑波山から吹きおろしてくるよう感じられるが、実際は三国山脈を越えて群馬県前橋市付近から利根川川沿いに吹く局地的な季節風である。

(3) 植生

石岡市域の自然植生は、筑波山の山頂付近において、冷温帯落葉広葉樹であるブナ・スズケ群集が生育している。その南向き斜面にはスタジューヤブコウジ群集が生育している場合もみられる。このほか、自然植生は沖積低地にハンノキ群集が散見される程度であり、自然植生は極めて少ない。

台地上に広く分布するのは、人工林のアカツ林、二次林のクスギ・コナラ林である。クスギ・コナラ林は、関東平野の景観を特徴づける落葉広葉樹林である。アカツ林、クスギ・コナラ林は、燃料用の薪炭、建築用材などに多く利用されてきたもので、石岡市域でも昭和40年代の初め頃まではよく使われていた。近年アカツ林は、松くい虫の被害によりほとんど存在しなくなり、かわりに落葉性のスギ・ヒノキ植林や、栗、柿などの果樹園が増加しつつある。

常陸国分寺跡が所在する地域は、石岡市中心市街地に立地しており、緑の少ないエリアにあって、寺院境内の樹木は貴重な緑地となっている。

3. 歴史的環境

特別史跡常陸国分寺跡（図13_067）が所在する石岡台地上や恋瀬川，山王川流域には多くの遺跡が分布している。主な遺跡を中心に，時代ごとに概観する。

（1）旧石器時代

宮平遺跡や二子塚遺跡，田島遺跡（図13_146）では，石核やナイフ形石器が出土している。二子塚遺跡では石器製作跡が確認されている。

（2）縄文時代

草創期から晩期にかけて，各時期のものが確認されている。常陸国分寺跡周辺では，恋瀬川流域の宮部遺跡から表裏縄文（草創期）の可能性のある土器片が確認されており，現時点では石岡市内の縄文時代最古の遺跡となっている。その他，小目代遺跡（図13_107），富田遺跡（同099），通安寺遺跡（同098），幸町遺跡（同097），三面寺遺跡（同145），田島遺跡（同146），田崎遺跡（同148），山王川流域の兵崎遺跡（同113），新池台遺跡（同114）などがある。とりわけ，新池台遺跡では縄文時代前期の大規模な集落が確認されており，玉類を副葬した同時期の墓が1基出土しており，県内では貴重な事例となっている。

（3）弥生時代

通安寺遺跡（図13_098），新池台遺跡（同114），外山遺跡などがある。これらの遺跡は，恋瀬川や山王川に面する台地縁部に存在しており，入り組んだ谷津の地形を利用して農耕生活を営み，集落を構成していたことがうかがえる。新池台遺跡では木製品として鋤が確認されていることも，弥生時代の農耕生活の一端を示している。

（4）古墳時代

霞ヶ浦高浜入りに面した台地上に首長墓と考えられる大型古墳を含む，多くの古墳が築造されている（図14）。5世紀前葉には東日本第2位，墳丘長186mの前方後円墳である舟塚山古墳が，恋瀬川河口に築造される。舟塚山古墳に後続する首長墓としては，園部川中流域に場所を移し，要害山古墳（前方後円墳，墳丘長75m）が築造される。続く5世紀末頃には，再び恋瀬川河口に府中愛宕山古墳（前方後円墳，同96m）が築造される。6世紀になると，旧玉里村に古墳の分布の中心が移る。石岡市域では，舟塚山古墳群や染谷古墳群等において後期～終末期の中小古墳の築造が続いている（図14・図15）。舟塚山古墳群の7号墳は，一辺19mの終末期の方墳である。

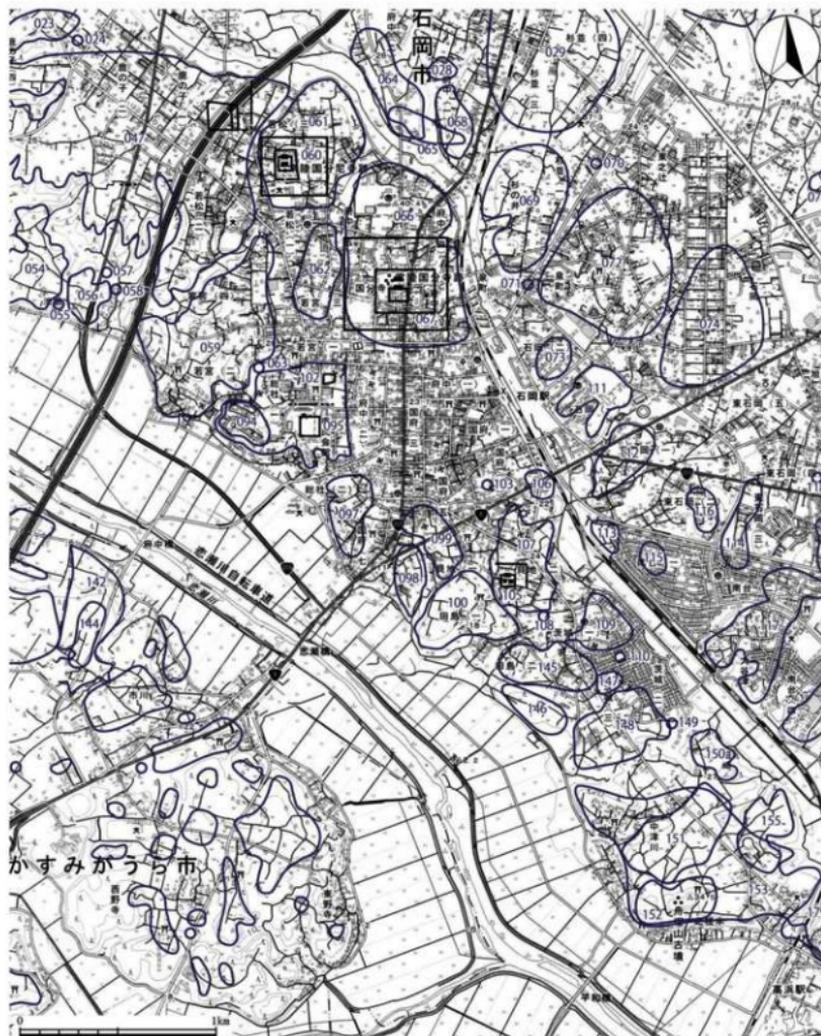


図13 特別史跡常陸国分寺跡の位置と周辺の遺跡 (S=1/25,000)
 『石岡市教育委員会『茨城麻生寺跡 第1次～第6次調査総括報告書』より』

古代に入ると国府のあった範囲には茨城廃寺が出現するが、関連する可能性がある終末期古墳に茨城古墳がある。茨城古墳は、現状は辺40m程度の方形を呈しており、墳頂部には石棺材の可能性のある片岩が存在することから、終末期の方墳の可能性が考えられる。その場合、該期では最大規模の古墳となり(図14)、茨城廃寺跡の造営背景を考えるうえで、重要な資料となる。しかし、もとは「モロギヤマ」と呼ばれる二つの丘陵に分かれた山で、石材は宅地造成の際に移されたものとされ(有賀和成ほか 2005)、墳形・時期の決定には課題が残る。

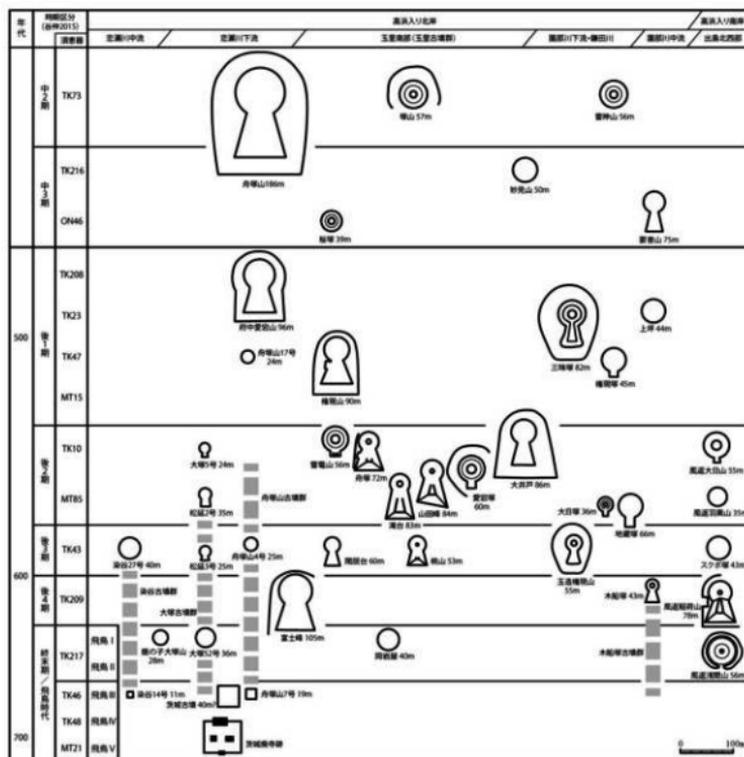


図14 霞ヶ浦高浜入りの古墳編年

「石岡市教育委員会『茨城廃寺跡 第1次～第6次調査総括報告書』より」



図15 特別史跡常陸国分寺跡周辺の後期末～終末期古墳位置図
 「石岡市教育委員会『茨城廃寺跡 第1次～第6次調査総括報告書』より」

(5) 古代

律令制のもと、石岡市域は常陸国茨城郡に属し、常陸国府が置かれた。古代における都市としての国府の範囲は、恋瀬川と山王川に挟まれた狭い台地上にほぼ限定される。常陸国府跡の北東約0.8kmには常陸国分寺跡が、北方約1.3kmには常陸国分尼寺跡が存在し、石岡台地を中心に恋瀬川・山王川流域に主要遺跡が展開する(図13)。さらに10世紀以降国司により管理された総社宮や、国司の常陸巡行の際に船出の場所となったと伝わる高浜神社は国府南東にある。

常陸国府跡は、平成10年度から18年度までの発掘調査により、石岡市立石岡小学校敷地内で発見され(図13_095)、同地において7世紀末から11世紀までの変遷が通史的に把握できている(笑輪2009)。概観すると、7世紀末に初期国府が造営されたのち、8世紀前葉に定型化国府が成立する。8世紀中葉には国府が瓦葺化し、曹司正殿が出現する。9世紀前葉になると、国府は曹司と一体化され、楼閣・築地塀により国府の荘厳化が図られる。9世紀後半には再び国府は隔離され、曹司の機能の変化がうかがえる。その後、10世紀前半には国府院が消滅し、儀式体系と不可欠であった国府がその機能を停止したとみられる。かわって、終末期国府の正殿が10世紀の後半以降まで独立される。

常陸国分尼寺跡は常陸国分寺跡と同様、昭和27年に特別史跡に指定された。常陸国分寺跡の西北600mに位置する。南北150m(1町半)・東西100m(1町)ほどの伽藍が確認されている。主要伽藍は南門、中門、金堂、講堂が一直線に並ぶ配置であり、常陸国分寺跡と共通するが、回廊は単廊で中門から講堂にとりつくことは異なる。「法華」と記された墨書土器が確認されている。

常陸国分寺跡の周辺には、国分遺跡が広がる。過去の調査では指定地の南西側にあるイベント広場における確認調査で、100軒を越える堅穴建物跡が検出されている。また、近年では指定地の東側、ガラムミ堂の北側においても堅穴建物跡が確認されている。これらは古代の集落であり、特徴としては9世紀から10世紀の遺構が目立つことである。常陸国分寺創建期である8世紀中葉から後葉のものは少なく、史跡指定地内及び指定地南側から数軒確認される程度である。このことから8世紀中葉から後葉にかけての堅穴建物跡は、常陸国分寺創建に伴う工人の住居跡との指摘がある。

茨城廃寺跡は、常陸国府跡の南東約1.3kmの場所にあたる。茨城廃寺跡からは「茨寺」と記された墨書土器が出土しており、茨城郡司が管理する郡寺である。近年の調査により新たに「国政」と記された墨書土器が確認されており、常陸国分寺の関与が想定されている。

茨城廃寺跡の南西約0.3kmには外城遺跡が存在する。中世に城郭（石岡城、外城）として改変されているが、現地には奈良・平安時代の土器・瓦の散布が認められ、国分寺以前にさかのぼる軒丸瓦も採集されている。また、「フندگان（古館）」「カンドリ」という地名が残ることから、茨城郡家（郡衙）跡に推定されている。昭和60年度に遺跡の性格・範囲などを確認する発掘調査を実施している。確認された遺構は、中世の堀跡や堅穴状遺構が中心であったが、柱穴状遺構も存在している。出土資料も中世の土器が主体であるが、古墳時代後期から奈良・平安時代の土器や瓦、施釉陶器も出土している。

生産遺跡としては、常陸国府跡の北北西約1.7kmの位置に国衙工房として考えられ、漆紙文書の出土で著名な鹿の子遺跡が存在する。鹿の子遺跡においては、連房式建物と呼ばれる巨大な工房も確認されており、大規模な鉄器生産の様子から国の対蝦夷政策と関連付けられている。また、常陸国分寺跡と山王川を挟んだ対岸の杉ノ井遺跡では、総柱式の掘立柱建物跡や鍛冶工房が検出され、石製丸斬や「曹司」「石上□口」墨書銘土器が出土しており、一般集落とは異なる様相がうかがえる。

瓦窯跡としては、瓦塚窯跡、松山窯跡、一丁田窯跡、関戸窯跡、金子沢窯、柏崎窯跡が知られる（図17）。瓦塚窯跡では、平成19年度から24年度までの探査・発掘調査により、須恵器窯1基、瓦窯34基、製鉄炉1基が確認されている。概観すると（図18）、7世紀前葉から中葉に須恵器窯として操業がはじまり、8世紀前葉には須恵器とともに瓦の生産が行われ、茨城廃寺跡に供給されたと考えられている。8世紀中葉には瓦専業窯となる。ここまでの段階は、一丁田・関戸窯跡（8世紀前葉）、柏崎・金子沢・松山窯跡（8世紀中葉～後葉）も操業されているが、9世紀以降は国府窯は瓦塚窯跡に一元化され、以後10世紀まで操業が続く。

10世紀に入ると、国務を分掌する機構として「所」が成立し、専ら担う在庁官人の家が形成される。有力なものは「所」の職務を統括する役割と在庁名等の權益とを世襲するようになる。常陸国分寺跡の南方に位置する貝地には、健児の統制にあたる「健児所」の屋敷地や関連施設の遺称地が集まっている。

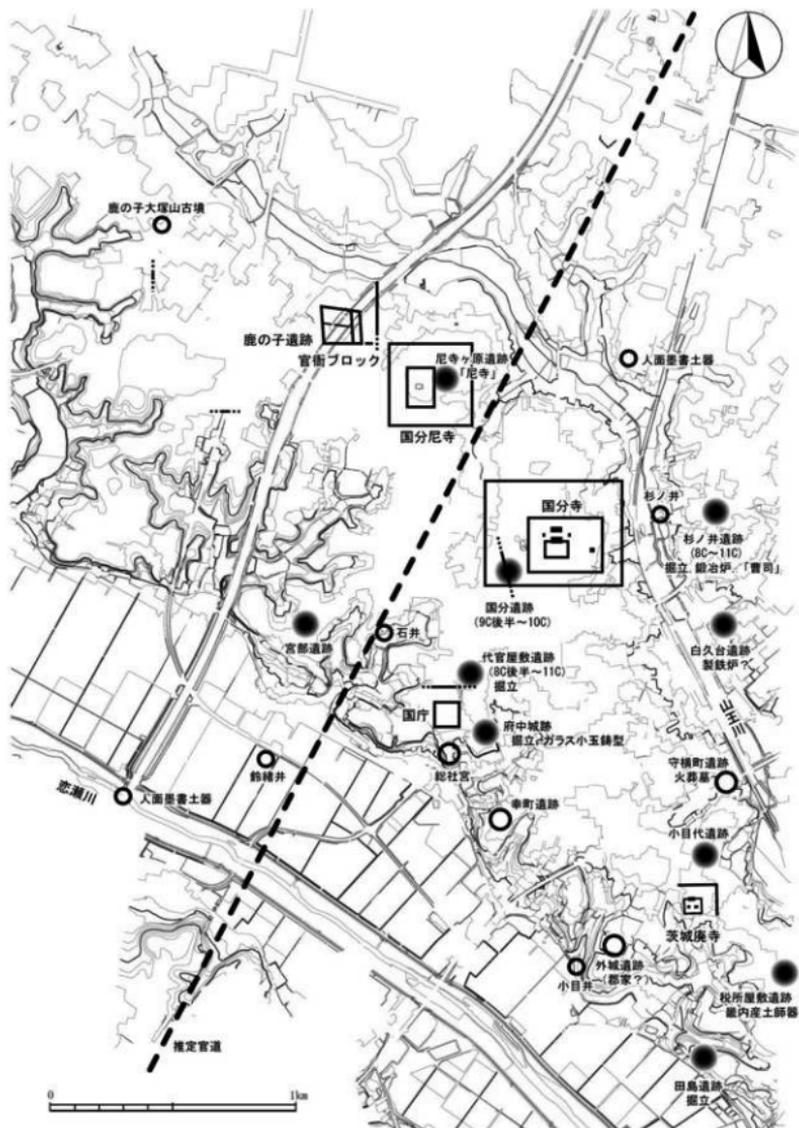


図16 奈良・平安時代の主要遺跡位置図

〔石岡市教育委員会『茨城廃寺跡 第1次～第6次調査総報告書』より〕

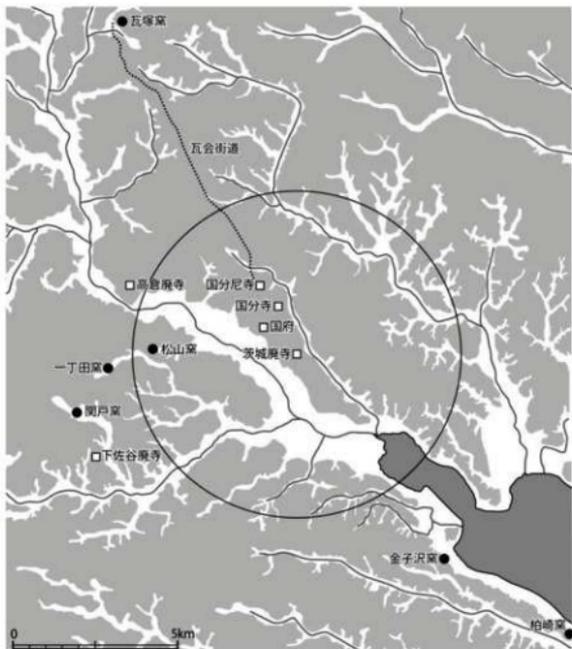


図17 常陸国分寺跡周辺の瓦窯跡位置図

「石岡市教育委員会『茨城庵寺跡 第1次～第6次調査総括報告書』より」

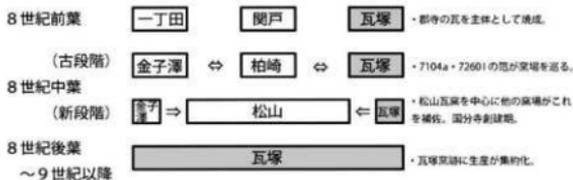


図18 瓦窯の変遷図

「石岡市教育委員会『茨城庵寺跡 第1次～第6次調査総括報告書』より」

(6) 中世

平安末期まで在庁官人のトップには税所氏があつたが、鎌倉初期に常陸平氏のうち馬場氏が大掾職を握り国衙に進出すると(大掾氏)、その地位は後者に移る。義江彰夫は、平安末期までの国衙は茨城郡衙推定地や茨城庵寺跡のある小字小目代の地に所在したが、大掾職を手に入れた馬場資幹が小字京馬場(現在の府中中学校)の地に移したとする(義江彰夫1985)。

南北朝期を過ぎると、大掾氏が戦国領主として発展し、常陸国衙を拡張し府中城とする。

府中城は現在、市指定文化財である土塁にその面影を残すが、「石岡城趾見取図」の写しには「ガラ園」とされる居住地全体を囲う空堀が記載されており、総構えの様相を呈している。さらに周辺には根当要害・高野浜要害他多くの館・城郭が存在し、戦国期の石岡の様相を物語る。1590年、大掾氏は佐竹氏に攻められ滅亡する。

(7) 近世

佐竹氏による10年余の支配ののち、六郷氏、皆川氏、松平氏らの支配を経て、1700年水戸藩徳川頼房の五男頼隆による府中松平家が支配する。2万石と小藩であるものの、藩主は御連枝（水戸藩の支藩家）とされ、社会的地位は高く藩主は江戸に常駐した。そのため、地元において政務を行うため府中城跡地には陣屋が置かれる。以後、明治維新まで続いていく。その間、石岡の地は古くからの水運交通に加え、江戸から水戸、さらに東北地方へと延びる水戸街道が整備され、物産集散地として発展する。水戸街道には一里塚が良好な状態で残っている。また、酒・醤油などの醸造業が発展し、県内では水戸に次ぐ第2の商都として繁栄した。

(8) 近現代

石岡市の中心市街地には、商都としての面影を伝える昭和初期の看板建築や伝統的な町家が多く存在する。このほか、近現代の遺跡としては掩体壕が存在する。これは海軍航空隊つばめ部隊が駐屯した石岡航空基地（出山飛行場）に伴う遺構であり、基地の着工と同じ昭和18年（1943）頃に建設されたものと思われる。また、国分遺跡では神楽製糸工場関連の遺物として統制陶器や汽車土瓶などが良好な状態で出土している。

(9) 常陸国分寺跡周辺の歴史文化遺産

石岡市所在の指定・登録文化財は、令和2年(2020)2月時点で国指定文化財が8件、国登録文化財が19件、県指定文化財が37件、市指定文化財が80件存在する。このうち常陸国分寺跡の周辺で見学可能な文化財、常陸国分寺跡との関連を有する未指定の文化財を示す。

古くから常陸国の政治・経済・文化の中心として発展してきた本市の中心市街地には、古代から近代に至るまで、各時代の文化財が残っている。とりわけ、常陸国分寺跡や常陸国総社宮など、常陸国国府が置かれていた古代・中世の貴重な遺跡が分布している。

表4 常陸国分寺周辺の歴史文化遺産一覧

番号	名称	指定区分	説明
1	外城遺跡		茨城郡衙(いまでいう市役所)の推定地。中世には城郭となつて、空堀など往時の様子を残す。
2	茨城庵寺跡	市史跡	創建は7世紀末までさかのぼると言われる古代寺院跡。郡司(いまでいう市長)が管理したことから郡寺と呼ばれる。
3	常陸国府跡	国史跡	現在でいう県庁。藤原宇合(うまかい)など多くの著名人が赴任しており、常陸国風土記もここで編纂された。
4	常陸国総社宮		平安時代には創建されていた古社。常陸国内の主な神々が祭られ、国司からの崇敬を得ていた。
5	イベント広場 国分遺跡発掘調査		国分寺周辺に広がる古代集落が確認された。中世の径4mの巨大な井戸も出土。東側出入口に発掘の様子が見られる案内板あり。
6	常陸国分寺跡	特別史跡	天平13年(741)、聖武天皇の命により創建された。仏の力で国を治めることを目的としている。
7	常陸国分尼寺跡	特別史跡	国分寺と同様の目的で創建された尼寺。正式名称を法華滅罪之寺(国分寺は金光明四天王護国之寺)といい、実際に「法華」と書かれた土器が出土している。
8	鹿の子遺跡		常磐道建設時に確認された古代の工務跡。連房式竪穴という長大な掘削工事が全国に先駆けて検出された。8世紀後半、桓武天皇による対蝦夷戦争との関係が指摘されている。
9	青屋神社		国司の重要な任務の一つに国内の神社を巡回するというものがあった。ただし、船出に際し、荒天により波が高いと仮屋をすずきなどで作りそれを参拝した。本来の青屋は高浜神社であるが江戸期に当地に分祀され、現在でも青屋祭りが地区住民により継承されている。
10	清涼寺		大掾氏が尼ヶヶ原に建立。滅亡後は佐竹氏一族・南義尚により現在地に再建される。境内には茨城庵寺礎石や村田宗右衛門墓所・村田宗右衛門の跡を模した地蔵がある。
11	金刀比羅神社		大掾氏の軍神・守護神として建立される。境内には近世の力石あり。
12	照光寺		もとは大掾氏により鹿の子地に創建される。佐竹氏により再建され現在地に。大掾氏時代は香丸氏の屋敷跡と伝えられ、墓所もある。天狗党の乱に際しては田丸福之衛門の陣となる。
13	東耀寺		創立は天平時代(奈良時代)以前とされる。中世は真言宗、近世に天台宗。古代に總社宮臨時祭を執行したか。
14	隅之宮福德稻荷神社		石岡市史では由来不明とされる。近年では府中城の隅という説がある。

15	長法寺		中世には存在していた寺院跡。明治期に消失した。十一面観音立像(県有形文化財)は鎌倉期のものとされ、もとはこの長法寺に安置されていた。
16	府中城土塁	市史跡	大搦氏の居城である府中城の面影を残す数少ない遺構。
17	風間阿弥陀	市有形(彫刻)	風間家にあったとされる一石五輪塔。市内ではこのみ。
18	平福寺	市史跡 (大搦氏墓所)	大搦氏の菩提寺。平家に福をもたらすきという意味。健児所氏墓所も貝地から移転。
19	景清塚		平家一族である平景清の墓と地元で伝わる。景清は源平合戦で活躍したとされる武将。中世の墳墓
20 21 22	府中六井		番号の若い順に小目井・杉の井・石井。他に室ヶ井・鈴緒井・野々井がある。豊かな水が石岡の醸造業育んだ。
23	府中松平家墓所	市史跡	府中藩は松平頼隆を祖とする。「御連枝」とされ格式は高い。大正15年に現地にうつされた。
24	鈴木三樹三郎墓		鈴木は志筑出身の幕末の志士。兄に伊東甲子太郎。新撰組・赤報隊に属し活躍。
25	石岡の一里塚	県史跡	江戸時代、日本橋を起点として水戸街道に一里(約3キロ)ごとに設置された塚。
26 27	道標		26は「左かきお可 まかへ道 右うつの宮かわらい道」元文年間。27は「石かさま 阿たご道 左根あた里」「左根」は「さね」と読むと女性器を意味することから東京の吉原より購入してきたというエピソードあり。
28	石岡の陣屋門	県有形(建造物)	府中藩二万石の政務を行っていたのが陣屋である。陣屋門はその入口の門。高麗門の形式。文政11年、江戸藩邸再建の際の余材が当てられたという。
29	丁子屋店舗兼住宅	登録有形文化財	昭和4年の石岡の大火でも消失を免れた、数少ない江戸時代の商家建築。木造2階建て、瓦葺き、土蔵造り。
30	府中誓	登録有形文化財	敷地内の主屋・長屋門・文庫蔵・穀蔵・仕込蔵・釜屋・香原の7棟が登録文化財。明治初期から昭和初期の貴重な建造物。
31	国府公園		もとは村田宗右衛門邸跡地。村田家から専売公社に寄贈され、さらに石岡市に寄贈され公園となった。村田家は初代宗右衛門が幕末に石岡に定住。主に醸造業で財をなした。特に3代目宗右衛門は石岡で最初の郵便局を開局。有栖川宮家や志筑本堂家、石岡藩松平家に御用金を治めるなど活躍した。その人柄から「なさけの近宗」と呼ばれ、葬儀の列は自宅から清涼寺まで続いたという。
32	奉安殿跡地		奉安殿は戦前の日本において、天皇皇后の御真影と教育勅語が納められていた建物のこと。登下校時に前を通過する際には、職員も生徒も服装を正してから最敬礼を行った。
33	石岡の登録文化財		昭和4年の大火により石岡市街地は焼け野原となった。復興に当たっては大きく分けて2種類の建物が建設された。1つは「福島屋砂糖店」「東京庵」「葉山呉服店」といった伝統的な和風建築。もう1つは「十七屋履物店」「久松商店」「すがや化粧品店」「森戸文四郎商店」「平松理白店」「大和田家貸店舗」などの看板建築である。看板建築はアルデコ風のデザインを望みモルタルを鏝(こて)で仕上げる。職人として土屋辰之助の名前が残る。

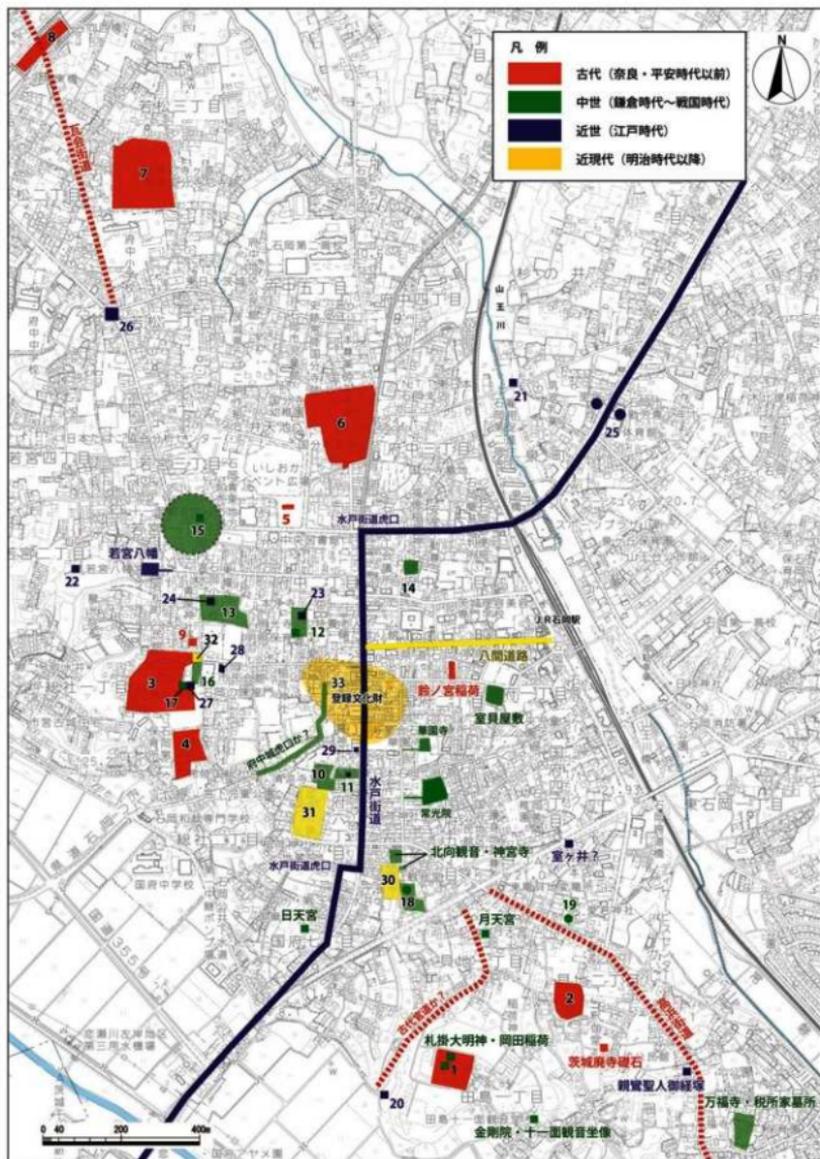


図19 周辺文化財分布図

4. 社会的環境

(1) 立地

常陸国分寺跡は石岡市の中心市街地において、石岡市の玄関となるＪＲ石岡駅から北西約1.0kmの距離にある。本市の中心市街地である旧水戸街道近辺（現在のＪＲ石岡駅西側）は、かつて交通の要所として栄え、商業の街としての伝統を継承している。中心市街地は現在も公共施設や商業地が集積するとともに、住宅地・社寺などが混在しており、近代の商家建築が建ち並び、まちなみ景観は、その面影を色濃く残している。

また、「石岡のおまつり」は9月の祭礼の期間中に、神輿・梟獅子・山車が町中を練り歩き、毎年40万人前後の見学客が集まる。市民や石岡を故郷とする者にとってかけがえのない祭事であり、石岡市民にとって中心市街地は「石岡の顔」として重要な地域である。

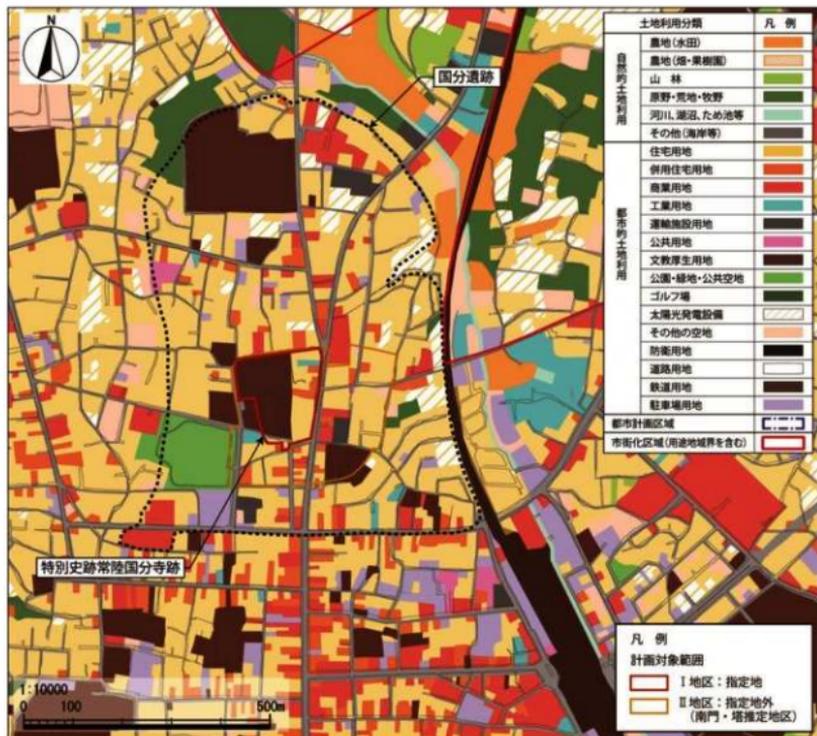


図20 常陸国分寺跡周辺の土地利用

(2) 交通

石岡市域の鉄道にはJR常磐線があり、常陸国分寺跡への最寄駅はJR石岡駅である。1日あたりの乗降人員は、5,667名(2018年度)を数える。

指定地周辺の道路網に関しては国道6号・国道355号のほか、常磐自動車道のインターチェンジが2か所(千代田石岡IC、石岡小美玉スマートIC)ある。県道52号(石岡城里線)、県道140号(西小塩石岡線)、県道石岡停車場線などがある。国道355号は指定地の東に接している。

常陸国分寺跡へのアクセス方法については、徒歩の場合JR石岡駅から約15分である。自動車を利用する場合は、千代田石岡ICからは国道355号を経由して南へ約8分、千代田石岡ICからは国道6号を経由して北東方向へ約11分を要する。

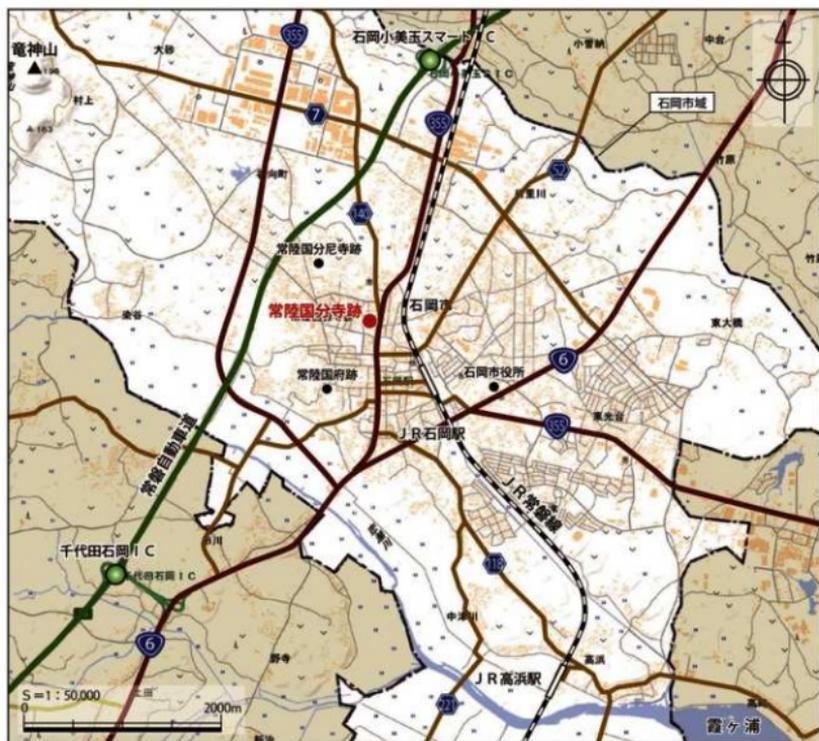


図21 常陸国分寺跡周辺の交通網

(3) 文化・観光施設等

①公園・緑地

中心市街地には、国府公園（近隣公園）、中央児童公園・宮下児童公園・石岡ステーションパーク、上池公園（以上、街区公園）などがある。また、2.7haの製糸工場跡地は、「いしおかイベント広場」として暫定的に活用中である。

②文化観光施設

歴史資料館としては、石岡小学校敷地内に「石岡市立ふるさと歴史館」があり、石岡の歴史を紹介し資料展示を行っている。

観光施設としては、石岡駅前にある石岡市観光案内所と、中町通りの「まち蔵 藍」がある。後者は、国登録文化財である丁子屋を活用した立ち寄り施設であり、観光案内、雑貨販売、藍染め体験のほか、各種展示や特産品の販売、喫茶コーナーなどを設けている。

そのほかの公共施設には、市民会館（令和2年3月31日をもって閉館）、中央図書館、市立石岡小学校、国府中学校等がある。

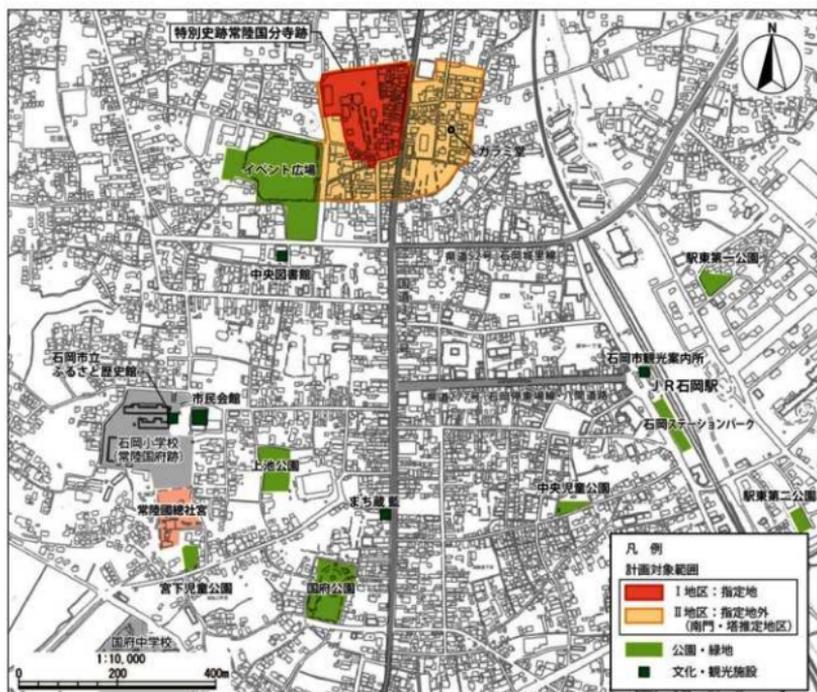


図22 中心市街地の公園・文化観光施設等

第4節 発掘調査からみた常陸国分寺跡

常陸国分寺跡では中門・金堂・講堂・回廊・鐘楼といった主要伽藍を構成する建物群が検出されている。しかしながら、塔・経藏・南門といった主要建物はまだ検出されておらず、伽藍地の範囲が定まっていない。また、僧坊・講院といった寺域を構成する施設も確認されていない。

1. 伽藍配置及び範囲

過去の調査から伽藍配置は中門・金堂・講堂が一直線に並び、中門から延びる回廊が金堂にとりつくことが判明している。回廊の北側には東西に鐘楼・経藏が並ぶものと思われるが、経藏は現在確認されていない。塔が確認されておらず伽藍の範囲も確定できないが、東側の通称ガラミドウが塔跡に比定されており、そこも伽藍の範囲に含めると東西が約300mにも及ぶこととなる。したがって、指定範囲は現在約180m四方であるが奈良・平安時代の伽藍はその範囲を越えることは確実である。

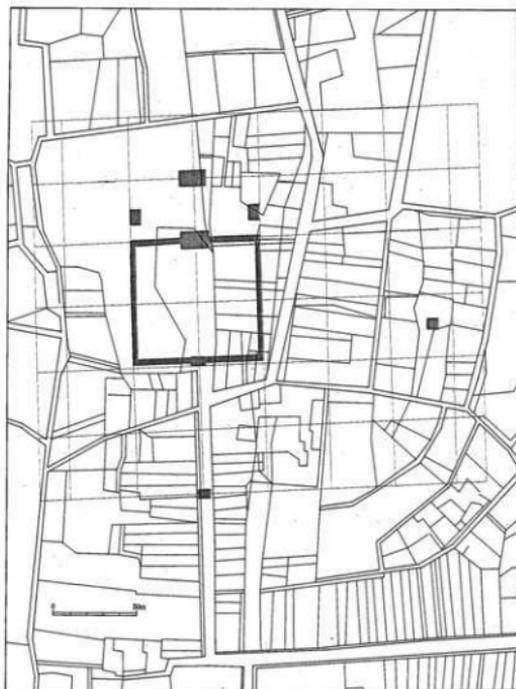


図23 寺域想定図 齊藤忠1981(昭和56年)

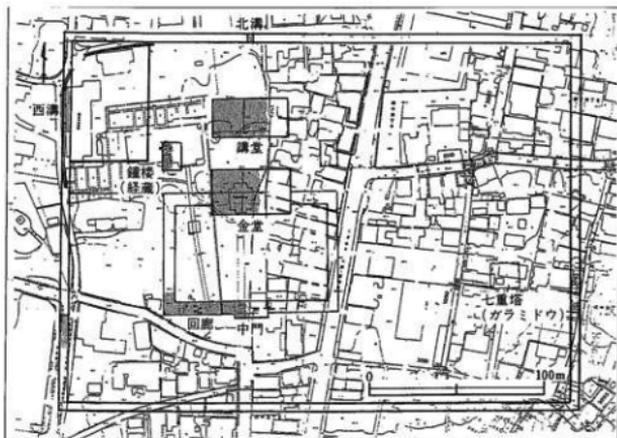


図24 常陸国分寺伽藍配置想定図 黒澤彰哉（平成9年）

2. 主要遺構

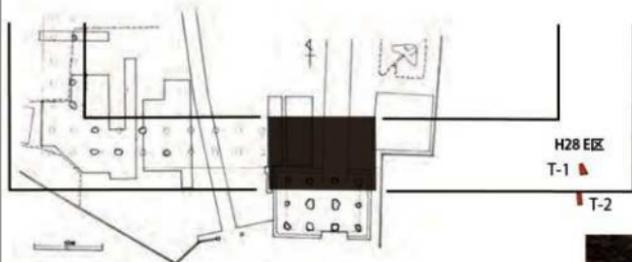
(1) 中門跡

昭和56年の調査で確認している。仁王門跡の北側に位置しており南北が9.9mであり、東西は15.3mと推定されている。報告書の記述には礎石の痕跡や根石はなく、旧表土を掘り込むとされていることから基壇はある程度削平されており、掘込地業の範囲である。版築から瓦は確認されていない。建物規模は仁王門と同規模と推定され、東西3間×南北2間と考えられる。

(2) 金堂跡

昭和57年の調査で確認している。この時の調査で中門の北面から50m北側に金堂の南面が位置する。南北は26.2mである。東西は33m以上とされている。この点に関しては平成28年の東側住宅街の調査により掘込地業と思われる遺構が確認されており、東西は約33m程度の可能性が高くなった。報告書では旧表土を掘り込むとされていることから遺構の規模は掘込地業のものであるが、中央部分の調査では旧表土よりも40cm程高く版築と思われる層が確認されていることから部分的に基壇が残存している。ただし、礎石の痕跡などは不明である。版築は旧表土から130cmとかなり深く、瓦は含まれない。版築の掘り込み地点から15cm離れた所から垂直の掘り込みを確認。基壇化粧の痕跡かまたは雨落溝の可能性もある。建物の規模は東西7間×4間か。

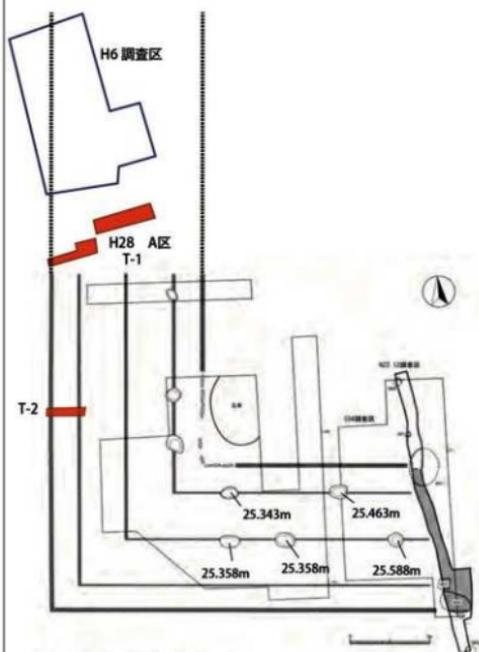
中門跡・回廊跡



中門跡・回廊跡調査区設定図 (石岡市 1982)



H28 E区 T-1 土層



昭和 56 年・平成 21 年 回廊部分調査区 (會根 2011 に加筆)



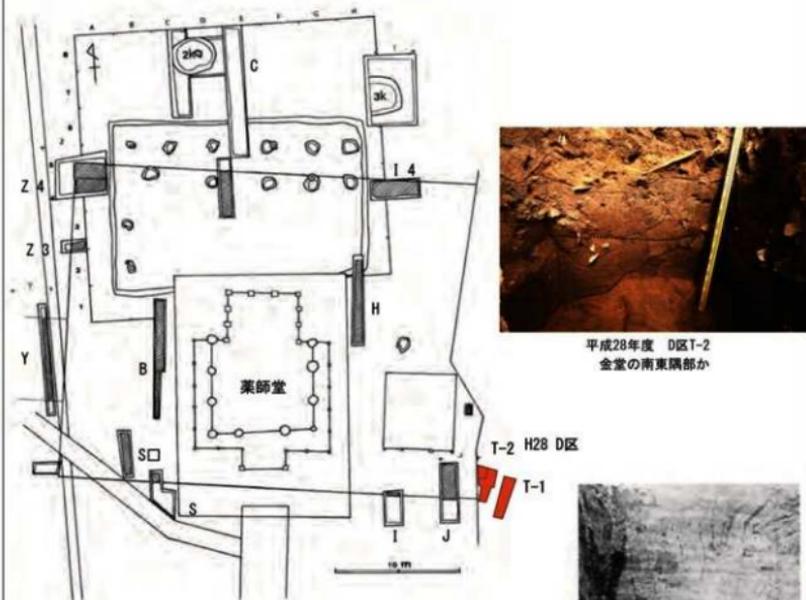
中門跡基礎 北から (石岡市 1982)



南側回廊礎石 西側から (石岡市 1982)

図25 中門跡・回廊跡

金堂跡



平成28年度 D区T-2
金堂の南東隅部か

T-2 H28 D区

T-1

金堂跡実測図に加筆 (石岡市 1983)



S トレンチ版築掘り込み状況
金堂跡南端 (石岡市 1983)



H トレンチ版築状況 (石岡市 1983)

南北 26.2m × 東西 33m 以上。旧表土から 1.3m の掘り込み地業を持つ。
基壇版築掘り込み地点から 15cm 離れた所に垂直の掘り込みを確認。
基壇化粧石の抜き取り痕跡または雨落溝の可能性はある。

図26 金堂跡

(3) 講堂跡

昭和57年の調査で確認している。金堂北面の北側18m地点に講堂南面が検出されている。南北は22m、東西は金堂と同規模と想定されている。その後、昭和61年の調査により新たに北側にトレンチが設けられた。その結果、金堂と同様の浅い掘り込みが確認された。

また、版築の北端より1.8m南側に径1mの浅い皿状の掘り込みがみられ、元の礎石の位置と想定されている。したがって、講堂の基壇上部が残存している可能性がある。版築の掘り込みを行っていないため、深さや瓦の有無は不明である。建物の規模は金堂同様7間×4間か。

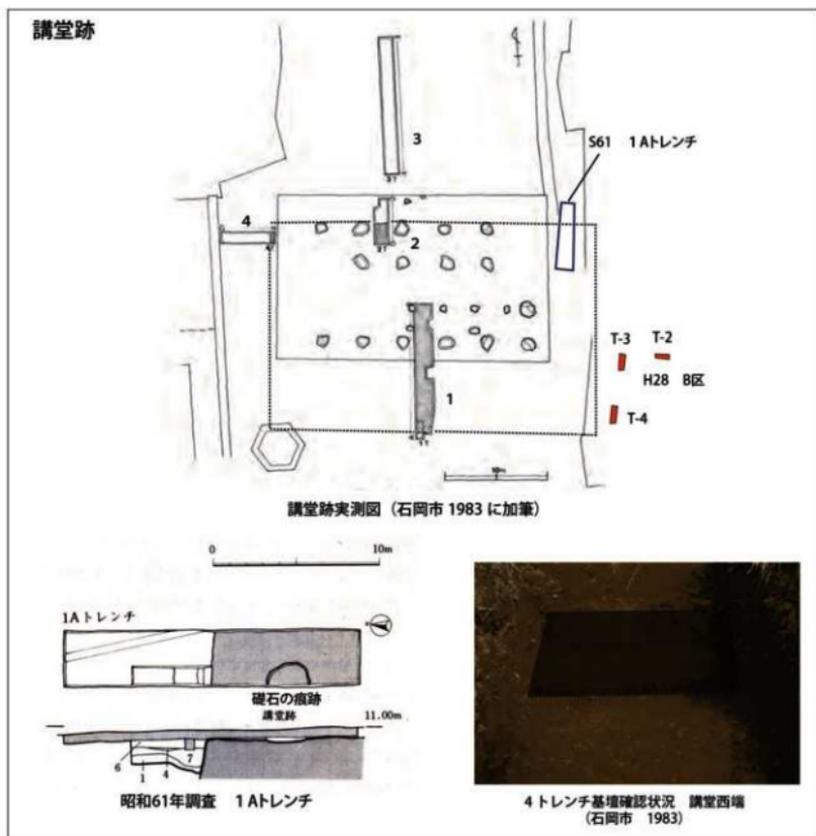


図27 講堂跡

(4) 回廊跡

昭和56年の調査において中門の西側に延びる回廊が確認されている。原位置を保つ8つの礎石と、回廊南西側隅部分の羽目板石が確認されている。礎石の間隔は約3.3mである。

平成6年の調査では、西側南北回廊が複廊である可能性が指摘されている。さらに平成21年にはこの南側東西回廊が複廊であったことが確実となった。この時、版築の深さは80cm以上に及ぶとされ、堅固なものである。平成6年の調査では不明確な部分もあったが、平成28年の調査でこの西側南北回廊もまた複廊であることが確実となった。幅は9.3m程である。しかし、昭和57年の金堂の調査では金堂西側にとりつく北側東西回廊が単廊であり、回廊全体が複廊であるとは確定していない。

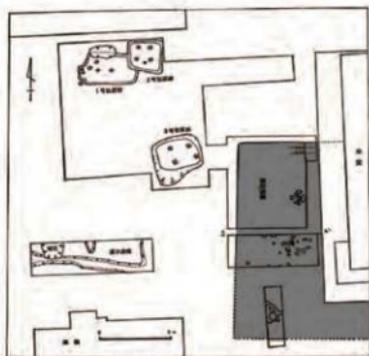
なお、平成28年の調査では現存する礎石の上端の標高を調査した。その結果、標高25.3～25.4mとなり水平に近い。さらに中門から東側に延びる南側東西回廊と思われる版築も、東側住宅街から新たに確認されている（平成28年調査）。やはり版築の規模が100cmにわたる堅固なものである。

(5) 鐘楼跡

昭和52年の調査で検出。南北15.8m、東西は5m以上である。旧表土から0.9m掘り込む堅固な版築を持ち、版築には瓦を含む。版築が堅固であることから鐘楼跡とされている。根石と思われる礎群が確認されていることから基壇が残存しており、南北3間×東西2間の建物が想定されている。その場合、礎石間は2.2mとなる。

また、基壇南面には幅26cm、深さ20cmの溝が存在し、平行している。さらにその外側に5cm程の小砂利が幅64cm、厚さ14cmに渡り固くつき固めた状態で確認されている。金堂と同様、基壇化粧の痕跡または雨落溝の可能性がある。

鐘楼跡



鐘楼位置図（石岡市 1978 に加筆）



鐘楼跡出土状況（石岡市 1978）



版築（石岡市 1978）

図28 鐘楼跡

（6）区画溝

昭和61年の調査では講堂北面から31.5m北側から幅3m以上、深さ1.3mの東西方向の溝を確認している。断面は逆台形を呈する。埋土中からは瓦が検出されているが量は少ない。この溝状遺構の南側に平行して幅0.5m、深さ0.5m、断面コの字形の小規模な溝も検出したが遺物は確認されなかった。

さらに、平成15年の調査では伽藍の西側を区画する南北方向の溝を確認した。溝内からは大量の瓦が出土し平瓦は平瓦、丸瓦は丸瓦を重なりあっている状況がみられることから、溝の主要伽藍側（東側）に築地塀が存在した可能性がある。溝は一度掘り返しがなされており、瓦が落ち込んだ後は改修されていない。瓦に紛れて9世紀後半の須恵器・坏が確認された。この溝が掘削された直接の時期は分からなかったが、少なくとも9世紀後半には瓦により埋没し、築地塀も修理はされなかったようである。一方で9世紀前半には溝の改修がなされており、国司の国分寺の管理の一端が伺える貴重な成果である。

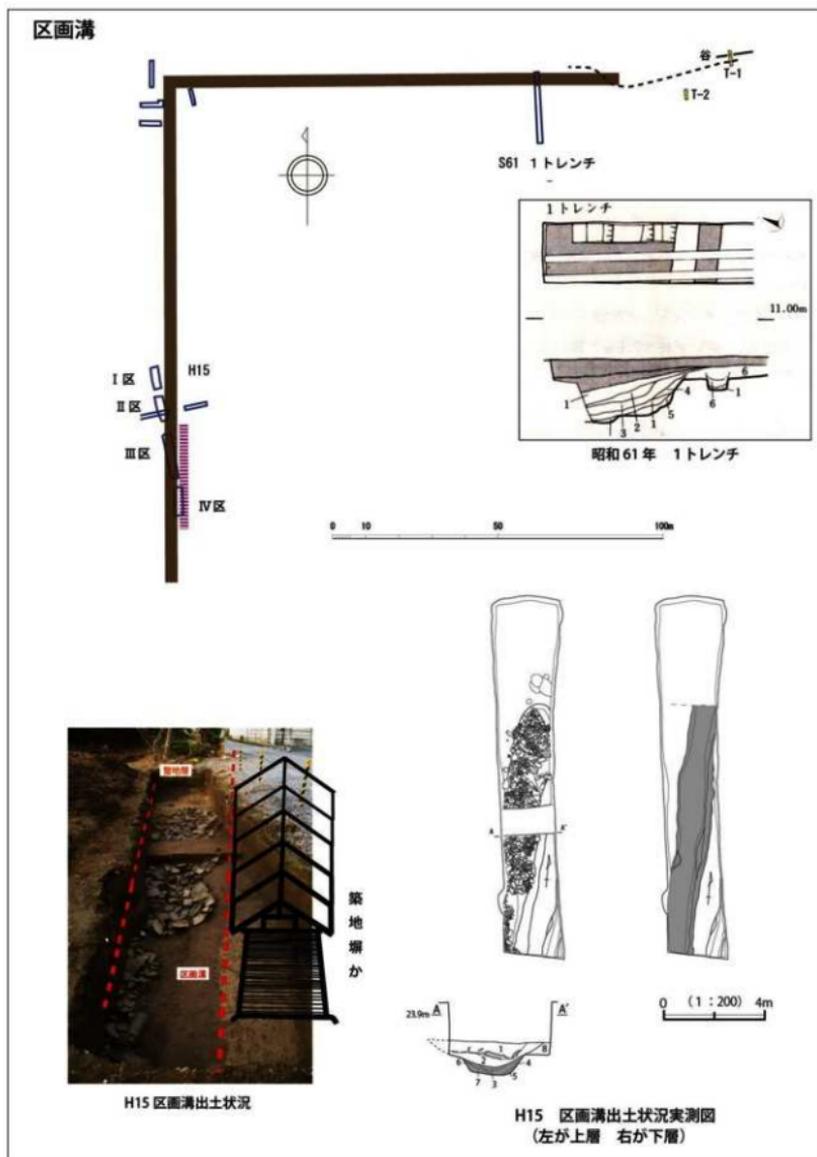
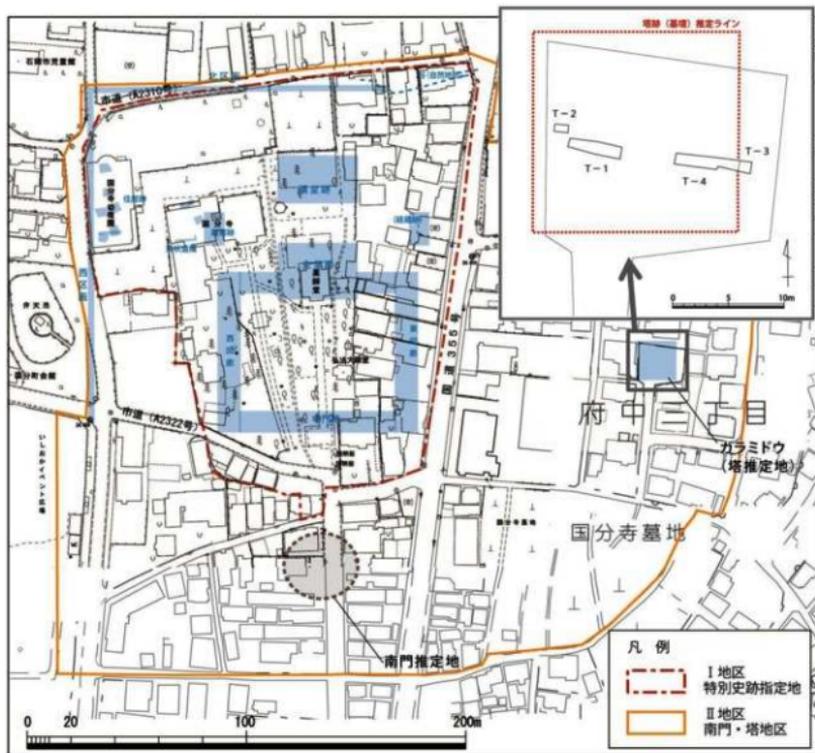


図29 区画溝

(7) 塔跡

特別史跡の東側にガラミドウという地名がある。その敷地には、かつて広瀬栄一が3間×3間で中央に心礎と思われる石が残存していたことを記録している。その後、当地はアパートが建設されて、長らく調査ができない状況であった。このたび建物を取り壊されたことから、所



T-1 : 版築 南から



T-3・4 : 版築 南東から

図30 塔跡発掘調査位置図

有者の協力を得て、令和元年10月から確認調査に着手し、同年12月に終了した。

その結果、1辺15m以上の版築を持つ建物の遺構が確認された。版築の範囲が調査対象とした敷地を越えてしまうため、規模の確定には継続調査が必要であるが、堅固な版築の状況から古代国分寺の伽藍を構成していた塔跡である可能性が高い。

(8) その他の遺構

竪穴建物が講堂の西側に検出されている。また、瓦溜が中門東側の回廊の付近、金堂跡北側から出土している。金堂跡北側の瓦溜からは、12世紀後半の巴文軒丸瓦が検出されている。維持管理が及ばなくなった国分寺の状況を物語る資料である。

遺構ではないが、平成30年の調査では伽藍北側に谷が確認された。伽藍北側に確認されている区画溝は、東に延びるとこの谷に落ち込む可能性もある。

このほか、南門の遺構は現在未確認ではあるが、過去の研究者の論考には位置が推定されているものもあり、今後の調査により確認される可能性が高い。

3. まとめ

これまでの調査の結果、回廊は原位置を保つ礎石が残っており基壇の幅が9.3mである。その他、基壇が残っている可能性がある遺構が講堂跡・鐘楼跡である。

金堂跡は基壇が残存するものの、判明している規模は掘込地業のものである。中門跡も金堂跡と同様である。

また、中門跡と金堂跡に関しては版築内に瓦が含まれない。一方で鐘楼跡には大量に含まれることから、中門・金堂が鐘楼に先行して建設されたことが分かる。

区画溝からは国分寺の西側に築地塀が存在したことが分かった。この溝の調査から築地塀は少なくとも9世紀後半には埋没しており、10世紀以降も軒丸瓦が確認される主要伽藍とは異なり、比較的早い段階で維持管理が行われなくなったことも分かった。

鐘楼跡・金堂跡・回廊跡の調査から全体的に版築が堅固に行われている可能性が高い。

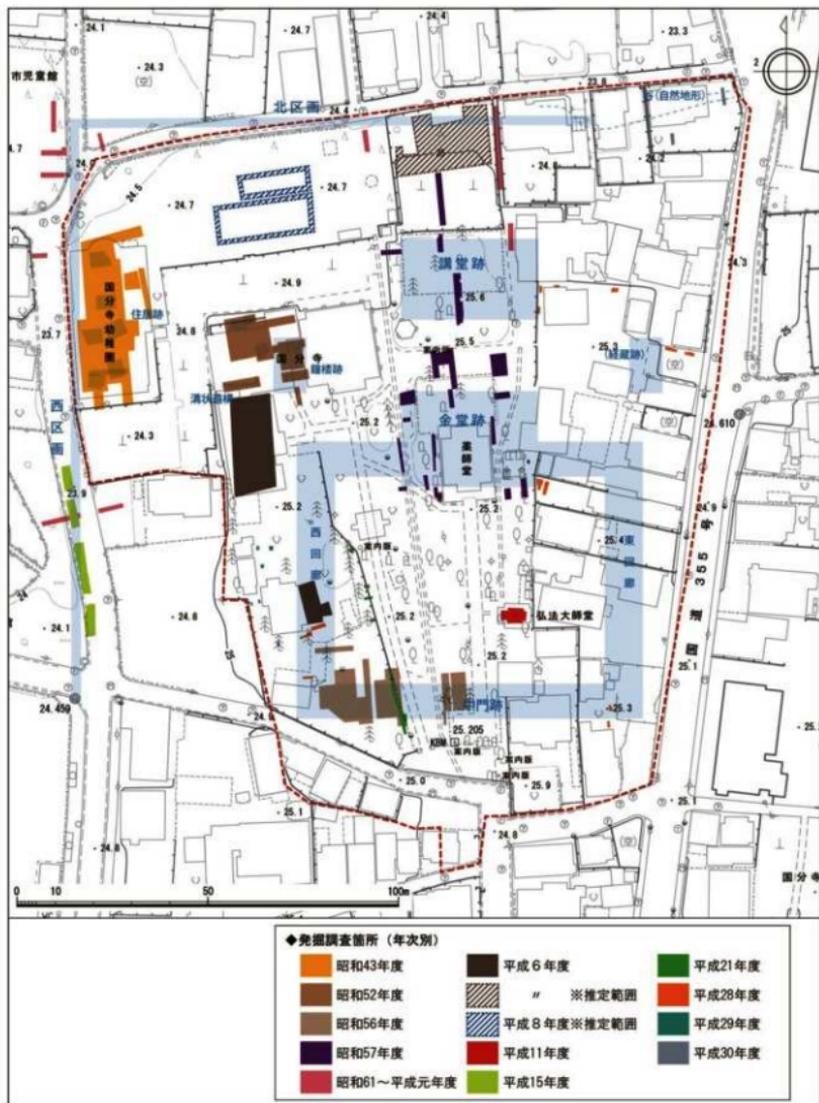


図31 特別史跡常陸国分寺跡 主要伽藍配置図

表5 常陸国分寺跡 発掘調査履歴一覧(指定範囲)

番号	開始日	終了日	調査主体者	調査者	調査原因	調査概要	報告書	報告書 発行年	備考
1	昭和44年 (1969)7月		石岡市教育 委員会	西宮一男	幼稚園建設	住居跡及び溝	ライオン ズクラブ	S46(1971).	
2	昭和52年 (1977)4月		石岡市教育 委員会	甯藤忠・ 黒澤彰哉	本堂・庫裡間 の通路建替え	竈竈跡検出	石岡市教育 委員会	S53(1978)	
3	昭和56年 (1981)7月	8月12日	石岡市教育 委員会	川崎純 徳・ 海老澤稔	確認調査	中門・回廊検 出	石岡市教育 委員会	S57(1982)	
4	昭和57年 (1982)7月	8月26日	石岡市教育 委員会	川崎純 徳・ 海老澤稔	確認調査	金堂・講堂検 出	石岡市教育 委員会	S58(1983)	
5	昭和61年 (1986)	平成元年 3月	石岡市教育 委員会	松田政基 (山武考 研)	下水道工事	北側区画溝・ 講堂検出	石岡市教育 委員会	H1(1989)	開始日は 現状変更 の提出年
6	昭和63年 (1988)	同上	石岡市教育 委員会	松田政基 (山武考 研)	下水道工事	同上	同上	同上	
7	平成6年 (1994)6月	11月	石岡市教育 委員会	安藤敏孝	庫裡移転及び 新築	復廊確認か	石岡市教育 委員会	H7(1995)	
8	平成7年 (1995)11月	平成7年2 月	石岡市教育 委員会	安藤敏孝	墓地追加造成		石岡市教育 委員会	同上	
9	平成7年 (1995)2月	平成7年 3月	—	未実施	中門金堂講堂 の備設置	軽微な変更	—	—	
10	平成8年 (1996)8月		石岡市教育 委員会	安藤敏孝	幼稚園改築		未		開始日は 現状変更 の提出年
11	平成8年 (1996)9月		石岡市教育 委員会	安藤敏孝	幼稚園仮園舎 建設		未		
12	平成12年 (2000)2月	2月	石岡市教育 委員会	安藤敏孝	大師堂建築	重要遺構は確 認されず	未		
13	平成21年 (2009)12月	12月	石岡市教育 委員会	曾根俊雄	石祠設置場所 の確認調査	復廊が確認さ れ設計変更	石岡市教育 委員会	H23(2011)	
14	平成22年 (2010)6月	10月	石岡市教育 委員会	曾根俊雄	石祠設置場所 の確認調査	同上	石岡市教育 委員会	H23(2011)	工事立会
15	平成22年 (2010)7月	7月	—	未実施	千手院山門 屋根葺替え	足場を組むの みの軽微な変更	—	—	
16	平成28年 (2016)10月	平成29年 3月	石岡市教育 委員会	小杉山大輔 ・小貫智 晴	確認調査	東側住宅街。 金堂検出か。 回廊復廊	未		
17	平成29年 (2017)6月	9月	石岡市教育 委員会	小杉山大輔 ・竹内智 晴	建物取り壊し ・庫裡新築	重要遺構確認 されず	未		
18	平成30年 (2018)9月	9月	石岡市教育 委員会	小杉山大輔 ・竹内智 晴	個人住宅建設 に伴う事前調 査	谷検出・中世 巴文軒丸瓦出 土	未		H0.10.13に 史跡の範囲に 関する住民説 明会開催

表6 常陸国分寺跡 発掘調査履歴一覧(指定地外)

名称	開始日	終了日	調査主体者	調査者	調査原因	調査概要	報告書	報告書 発行年	備考
国分 遺跡	平成15年 10月15日	12月24日	石岡市教育 委員会	小杉山大輔	道路拡幅	国分寺西側を 区画する溝確 認	市内遺跡調 査報告書6	平成23年 (2011)	築地場が 存在か
国分 遺跡	平成27年 2月23日	同日	石岡市教育 委員会	谷仲俊雄	個人住宅建設	住居跡・溝	市内遺跡調 査報告書11	平成28年 (2016)	
国分 遺跡	令和元年 10月9日	令和2年 1月6日	石岡市教育 委員会	小杉山大輔	確認調査	版築を伴う遺 構を確認	未		塔跡か

第5節 指定地内の文化財建造物

1. 旧千手院山門（市指定有形文化財）1978年（昭和53年）9月11日指定

千手院は弘仁9年（818）、行基大僧正の弟子行円上人によって開基され、建長4年（1253）の第11世心上人が没するまで続いたと伝えられている。その後の記録は残されていないが、天正元年（1573）には、京都東寺宝菩提院の禅我大僧正の弟子、朝賀上人によって中興されたとされている。

これら千手院末の寺院は、その大部分が府中の町にあり、人々の信仰を集めたが、明治初年にはそのほとんどが廃寺となっている。

また、千手院も大正8年（1919）3月、国分寺と合併して廃寺となり現在ではこの山門が残るのみとなっている。

2. 都々一坊扇歌堂（市指定有形文化財）1978年（昭和53年）9月11日指定

都々一坊扇歌は、文化元年（1804）医者岡玄策の子として久慈郡磯部村（常陸太田市磯部）に生まれた。幼少の折、病により失明同様となったが、芸の道を志し、船遊亭扇橋の弟子となった。その後「よしこの節」「いたこ節」などを工夫して、新しく「都々逸節」を作り都々一坊扇歌と名乗った。

扇歌は、当時の政治や社会を批判したため、江戸追放の身となった。その発端となったのは「上は金 下は杭なし吾妻橋」の一句であった。

江戸を追放された扇歌は、姉の嫁ぎ先である府中香丸町の酒井長五郎の旅宿に身を寄せ嘉永5年（1852）48歳で没した。昭和8年、都々一坊扇歌を記念し、町内有志の呼びかけにより扇歌堂が建立された。



旧千手院山門（石岡市指定文化財）



都々一坊扇歌堂（石岡市指定文化財）

第3章 特別史跡常陸国分寺跡の価値

常陸国分寺跡は、奈良・平安時代の寺域のうち主要伽藍の一部が特別史跡として指定されたものである。

ここでは対象範囲としたⅠ地区（指定地）の主要な価値と副次的な価値を掲げるとともに、主要伽藍の広がりが想定されるⅡ地区（南門・塔地区）についても主要な価値と副次的な価値について整理する。

第1節 指定地（Ⅰ地区）の価値

1. 主要な価値

- ① 常陸国分寺跡の伽藍がよく残り、「金光明四天王護国之寺」として護国を司る国家仏教の拠点が理解できる。

特別史跡常陸国分寺跡では、従来の調査によりその主要伽藍が確認されてきた。中門・金堂・講堂が直線的に並び、回廊が中門から東西に延びて金堂にとりつく、典型的な国分寺の伽藍配置である。規模は180m（100間）四方をはかるが、塔の比定地も含めると東西が約300mとなり大規模なものである。これらは奈良時代の国分寺政策が反映されたことが分かる貴重な史跡である。

- ② 西側回廊には礎石が残存しており、奈良・平安時代の様子を現在に伝えている。また、発掘調査の結果、主要伽藍を構成する施設を確認した。

中門から延びる西側回廊には、原位置を保つ礎石が現在も確認できる。これは発掘調査の結果によるもので、鐘楼・中門・金堂・講堂・区画溝といった伽藍を構成する主要施設も確認した。さらに近年の調査により回廊が複廊であり景観上荘厳な建築物であったことが判明している。

- ③ 現国分寺の東側住宅地においても主要伽藍の可能性が高い遺構を確認した。

東側住宅街は第二次世界大戦後の米軍撮影の空中写真をはじめとする過去の記録をみても、古くから宅地化が進んでいることが分かる。この東側においても主要伽藍を構成すると思われる遺構（金堂・回廊）が存在していることが判明した。また、東側住宅街においては伽藍を構成する主要施設の遺構である経蔵の存在も想定される。

- ④ 常陸国分寺の中世以降の様子が確認できる。

近年の調査により室町期と思われる中世の軒丸瓦が出土した。これで巴文の軒丸瓦は3点目の検出となり、中世以降も常陸国分寺が存続していたことが確認できた。県指定文化財である「税所文書」にも国分寺が確認される記述が複数あり、途中中断はあるものの中世以降も活動

の様子が伺える。最盛期は奈良・平安時代であるが、その遺構が鎌倉時代以降も継続する様子が文献・考古資料の両方から確認できる。

⑤ 常陸国分寺の立地場所選定のあり方を示す。

平成29年度に測量を行った結果、講堂周辺で標高25.5mの等高線の存在が確認できた。石岡台地上では比較的高い標高である。常陸国分寺が「国華（くにのはな）」に相応しい「好所」に建設されたことが分かる。

⑥ 過去の調査の結果、瓦溜りが確認されており、出土した瓦の文様から常陸国分寺の維持管理の様子が分かる。

古代の常陸国分寺の主要伽藍を構成する遺構以外にも、瓦溜りなどの遺構が確認されている。瓦溜りとは不要になった瓦を廃棄した土坑であり、これも古代における常陸国分寺の管理のあり方を示す有力な遺構である。

2. 副次的な価値

① 常陸国分寺の江戸時代から現代までの盛衰の様子を知ることができる。

中世以降も継続して存続した常陸国分寺であるが、江戸時代になると千手院が主体となる。国分寺はその末寺となる。明治時代になると国分寺と千手院が合併し、現在の国分寺が成立し、勢力を回復する。江戸時代以降も継続して寺院としての活動が続き、現在の国分寺として繋がりを持っていることが分かる。

第2節 指定地外（Ⅱ地区）の価値（南門・塔地区）

1. 主要な価値

① 常陸国分寺を構成する施設（主として塔・南門）の存在が推定される。

主要伽藍の塔・南門といった遺構が確認されていない。南門に関しては昭和56年の齊藤忠、平成9年の黒澤彰哉による図面に想定位置が記載されている。塔跡に関しては通称「ガラムドウ」と呼ばれる地名が存在し、これが「伽藍の塔」という解釈がなされ、塔跡と想定されてきた。令和元年度に調査を行い、ガラムドウにて確認された版築を伴う遺構は、塔跡の可能性が高い。

② Ⅰ区から外側の調査を継続することで常陸国分寺跡主要伽藍の範囲を確認できる。

伽藍の区画溝内から大量の瓦が出土し、内部に築地塀の存在が想定された。

この調査により、指定範囲よりも外側まで常陸国分寺跡が広がることが確定となった。北からも区画溝が出土している。特に西側の区画溝は指定地の外側から確認されており、伽藍地がさらに広がることは確実である。

③ 主要伽藍の周囲には付属施設が存在し、それらも含めた寺域が推定される。

近年の全国の国分寺研究からは、主要伽藍周辺には僧坊・菌院や講院、政所院、修理院といった付属施設が存在している。これらの付属施設は常陸国分寺にも存在していたと思われる。

2. 副次的な価値

① 常陸国分寺存続期間の消長を窺うことができる。

Ⅱ地区を含む国分遺跡の範囲には、伽藍を内包する寺域が想定される。寺域とは、僧房や講師院、菌院といった国分寺の経営・管理上の施設があったと考えられる範囲である。

さらに国分遺跡の範囲には、古代の集落が存在したことが明らかとなっている。これらは国府を形成する集落として位置づけられるが、同時に常陸国分寺の維持管理が及ばなくなったことを意味している。



図32 米軍撮影空中写真（昭和21年6月）国土地理院

第4章 現状と課題

第1節 計画対象範囲の現状と課題

1. 土地利用等の状況

(1) 土地所有

特別史跡の指定地（Ⅰ地区）は、西側が現国分寺境内で宗教法人国分寺の所有、東側・南側が民有地であり、国道355号は国有地である。

Ⅱ地区は一部墓地がある。また、石岡市が所有しているイベント広場以外はほぼ民有地である。

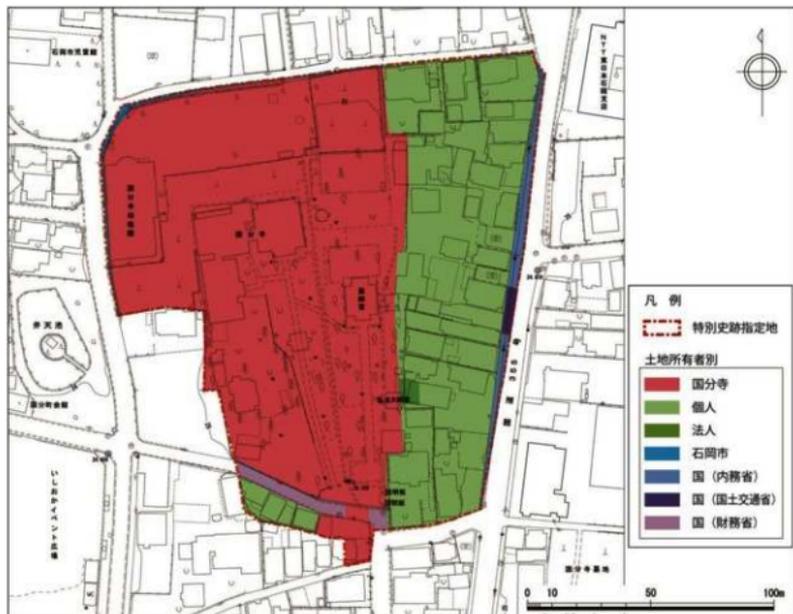


図33 特別史跡常陸国分寺跡土地所有区分図（指定地の線は概略を示す）

(2) 土地利用

I地区の土地利用の状況は寺院境内、宅地、道路、店舗となっている。境内には幼稚園が併設されている。地目別にみると、境内地、宅地、公衆用道路、墓地、畑である。市道として利用している土地の一部は、地目上は墓地に該当する部分が含まれている。

II地区も墓地・宅地・店舗が大半であり、西側にあるイベント広場は商工祭などの催しや駐車場として利用されている。

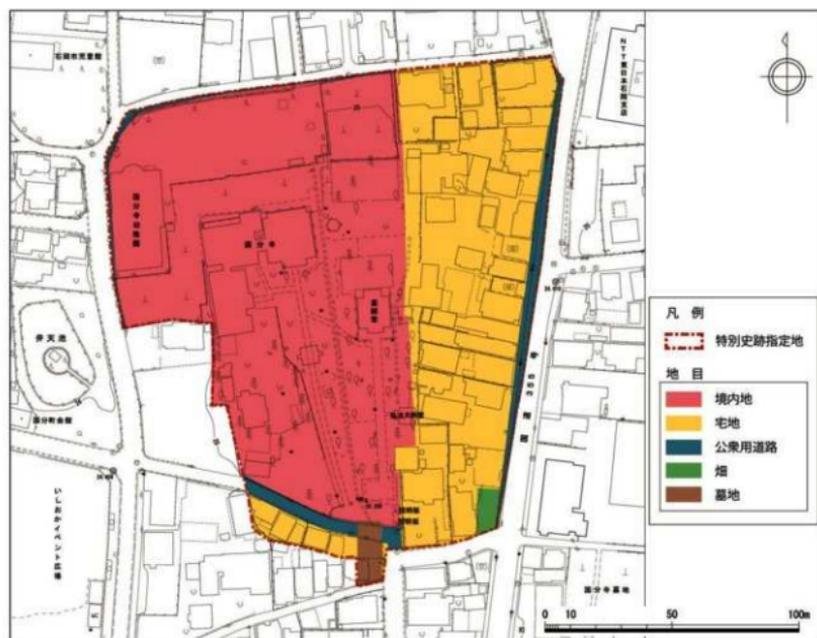


図34 特別史跡常陸国分寺跡地目図（指定地の線は概略を示す）

2. 現状と課題

(1) 保存

① 価値の周知及び現状変更等の手続きの徹底

指定地は現国分寺境内がその大半をしめ、これまでも現状変更の際には協議を経て特別史跡の保存を図ってきた。その一方で東側・南側の宅地部分に関しては現状変更等の許可申請が提出されたことがなく、特別史跡の範囲の周知を図ってこなかった。この点に関しては、平成30年10月13日に指定地内住民・土地所有者・家屋所有者を対象に住民説明会を開催し周知を図った。

今後常陸国分寺跡の価値や保存の意義を継続して広く知らせるとともに、現状変更等の手続きの徹底を図る必要がある。

② 指定地の公有化の推進

指定地内において住宅等の新築や増改築、道路拡幅や上下水道設置などの公共事業等の現状変更等が生じる恐れがあり、遺跡の保存を図りつつも、それらに適切に対処することが不可欠である。

一方、現状変更等の規制と関わり、土地の公有化を希望する地権者が生じる可能性がある。そうした要望への対応として、計画的に土地の取得を進めつつ、公有化が完了するまでの現状をいかに維持していくかが課題となる。



国道355号に面した指定地の現状

③ 追加指定の推進

Ⅱ地区に関しては南側に南門が想定され、国道355号の東側にはガラミ堂と呼ばれる塔跡比定地が存在する。主要伽藍が拡大する可能性を秘めていることから、今後継続的に調査を行い追加指定を行うなど、適切に保護していく必要がある。

将来的にⅡ地区まで指定範囲が拡大すると、国道を始めとする公道が指定地を分断する状況となる。これらの道路を将来的にどう取り扱うかについても検討を要する。

④ 主要伽藍の調査

東側住宅街の調査により回廊の版築と思われる遺構が確認されており、さらに金堂跡の幅が東西30m程になるとの可能性も指摘され、従来の説に見直しが必要となった。また、指定地内においては経蔵が確認されておらず、将来的に調査を行う必要がある。

(2) 管理

現在、石岡市教育委員会は、常陸国分寺跡の主に主要伽藍部分に関して、北根本文化財保護協会に委託し草刈りを行っている。業務としては柵で囲われている金堂・講堂部分を中心とした1,335㎡を年に4回行うが、この点に関しては不十分であるとの要望がある。活用・整備状

況にあわせ、改善を図る必要がある。

また、日常的な巡回等の管理業務は行っていない。

(3) 活用

指定地内では、来訪者に対し解説板が設置されている。過去にはふるさと歴史館において古代の国分寺に関する展示や復元模型の作成を行っている。さらに、依頼があれば市職員や歴史ボランティアの会の協力のもと現地の案内を行っている。また金堂・講堂・中門（厳密に言えば後世の仁王門）跡に柵を設置し、その場所を掲示している。しかし、これらの場所は発掘調査で確認された範囲とは規模が異なっている。



柵で囲まれた仁王門跡の礎石の前に立つ常陸国分寺中門跡と書かれた標柱

また、現地では原位置を留める回廊の礎石が存在しているが、そのことを周知するには至っていない。これらのことを踏まえると遺跡の価値を周知する活動が不足していることは否めない。今後は地域住民をはじめ、より広い範囲の方々へ常陸国分寺跡の価値と保存の意義を理解してもらえようような取り組みが必要となる。

それと同時に仏教や古代寺院といった堅いイメージを乗り越え、市民にとって親しみの持てる活用についても考慮する必要がある。指定地の現状を踏まえると、本格的な整備事業着手には相当の年数を要するため、それまでの間においても指定地の公有化の進行状況に応じた土地の段階的・暫定的な利用方法も含めた活用を地域住民と共に考え、実践していく必要がある。

(4) 整備

現状では整備はほとんど行われておらず、常陸国分寺跡の解説板・柵の設置、景観を確保するための木の植栽に留まっている。古代寺院である国分寺の重要性が市民に十分理解されているとは言えない現状であることから、古代の寺院を体感し、その役割や機能を理解できるように整備を行う必要がある。

特に常陸国分寺跡においては原位置が保たれている回廊礎石が存在しており、直接奈良・平安時代の雰囲気を感じられる貴重な遺構といえるものである。宗教活動を継続している現国分寺の理解を得ながら、古代の国分寺整備を実現していく必要がある。

ただし、現状からみて、本格的な整備の実施に関しては土地の公有化を含めると、数十年という長い期間を想定する必要がある。それまでの間は短期・中期といった段階的な整備の進め方も検討する必要がある。

(5) 運営・体制

特別史跡常陸国分寺跡に関しては現在、石岡市が管理団体に指定されているが、現状では宅地や境内として使用されているため、金堂・講堂等一部の草刈り以外の日常の維持管理に関しては、地権者等によって個別に行われている。現状変更等に関わる事案については、石岡市教

育委員会文化振興課が窓口となっている。

本史跡を含む文化財に関する管理・活用は石岡市教育委員会で行っているが、専門職員や事務に携わる職員の配置が十分とは言えず、今後の保存管理や活用整備を実践していくための適切な人員配置が必要となる。

また、市の企画・開発部局や観光関連の部署等との連携も十分とは言えず、これらとの連携強化や協力体制の確立が今後の課題である。地域住民等との連携も不十分であり、常陸国分寺跡の価値を理解してもらい、今後の維持管理や活用整備の事業に協力してもらえるような体制を構築し、運営していくことが重要である。

第2節 関係法令と関連計画

1. 関係法令

本史跡の保存活用に関わる法令等は次のとおりである。

(1) 文化財保護法〔昭和25年（1950）5月30日、法律第214号〕〔抜粋〕

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めよう旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第1項の許可の条件を付されたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

① 史跡の現状変更等

常陸国分寺跡は文化財保護法第109条第2項の規定による特別史跡であり、その現状を変更する行為や遺跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、同法第125条の規定に基づき文化庁長官に申請し、許可を得なければならない。したがって、建物の新築や開発事業に伴う土木工事だけでなく、発掘調査の際にも現状変更等の許可申請が必要となる。

指定地においては、現状変更等の取扱を明確にしたうえで、適切に保存管理を行う必要がある。そのためには、本計画に示す保存管理の取扱基準について、土地の所有者や管理者、地域住民に十分理解してもらい、協力を仰ぐことが重要である。

② 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等

指定地外の南門・塔地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等で掘削しようとする場合は事前に、茨城県教育委員会に対して法第93条に基づく届出、または文化庁に対して法第94条に基づく通知を行わなければならない。したがって、その区域内で掘削を伴う土木工事を行おうとする者に対しては、文化財保護法の遵守と、そのために必要な手続きや措置に対し協力を求める必要がある。

なお、遺失物法第4条第1項では、「埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市等の教育委員会、次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。」と定められており、発掘調査等によって発見された遺物は、警察署を経由して茨城県教育委員会に届け出る必要がある。

(2) 都市計画法〔昭和43（1968）年6月15日、法律第100号〕

指定地及びその周辺は「都市計画区域」となっており、都市計画法第29条の規定により、3,000㎡以上の開発には県知事の許可が必要である。

また、「市街化地域」として用途地域が定められている。都市計画法第8条（地域地区）の区分により、指定地は第一種住居地域と第二種住居地域に該当し、建築物の規模（建ぺい率・容積率）、用途に制限が設けられている。

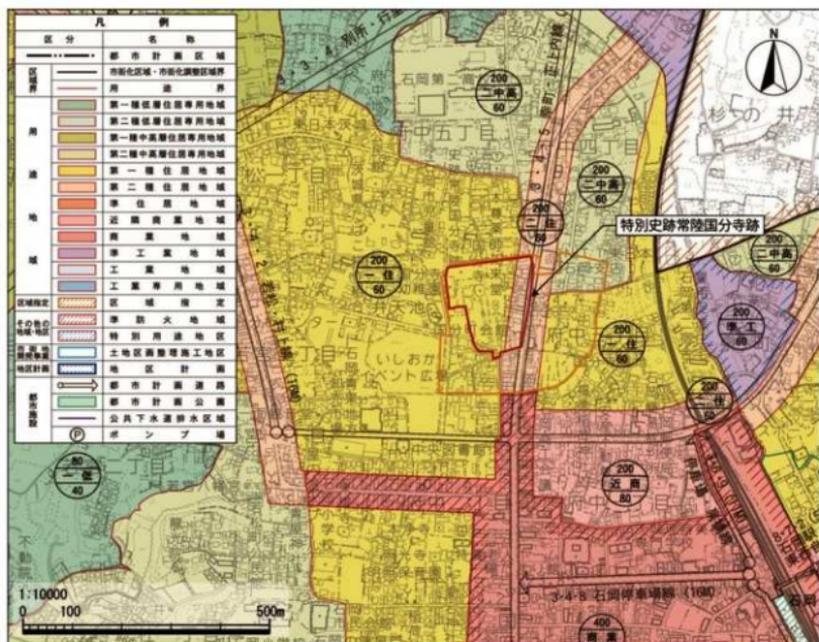


図35 都市計画図

(3) 石岡市景観条例（平成24年9月12日 条例第19号）

石岡市の特色ある景観の維持及び質の向上を目指して、景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定め、地域社会の健全な発展に寄与するために定めた条例である。市全域を景観計画区域とし、条例で定める一定規模以上の建築物や工作物等の新築（新設）・増築・改築等を行う場合に、その設計が石岡市の景観形成基準で定められた内容に適合するよう配慮したうえで、届出を行うことを定めている。

(4) 茨城県屋外広告物条例〔昭和49年3月30日 茨城県条例第10号〕

茨城県が定める屋外広告物条例において、文化財保護法に基づく史跡の指定地は、第1種禁止区域に該当する。このため、一定規模の自家広告物を除いて、原則として広告物を表示することはできない。

2. 上位計画・関連計画

(1) 石岡みらい創造プラン〔平成30（2018）年度～33（2021）年度〕

平成33年度までの長期的な将来構想である『石岡かやきビジョン』における将来像「誰もがいきいきと暮らし 輝くまち いしおか」を実現するための、具体的な行動計画である。

「政策目標6：歴史・文化・未来を育む学びのまちへ（教育・文化）」の基本施策の一つに「歴史・文化財の保護・活用」を掲げている。この中で、施策の将来像に「石岡市文化財マスタープランに即した事業推進」、「中心市街地の歴史や文化を活かしたまちなか観光」等を示した上で、主要事業として「発掘調査事業」、「文化財の普及事業」を位置付けている。

(2) 石岡市文化財マスタープラン〔平成21年3月〕

石岡市は、文化財が多く分布している都市であり、文化財の保護・保存、活用の基本的な方向を示した文化財行政の指針として、「石岡市文化財マスタープラン」を定めている。基本理念に「歴史遺産を後世につなぐまちづくり」を掲げて、文化財行政の展開を体系的に整理している。

文化財の種別ごとの基本方針において、史跡等記念物に対し、保存と活用に取り組むことを述べている。また、史跡等を核に周辺環境との保存活用を一体的に進める「重点地区整備ゾーン」の候補として、古代遺跡ゾーンの方針を設定している。

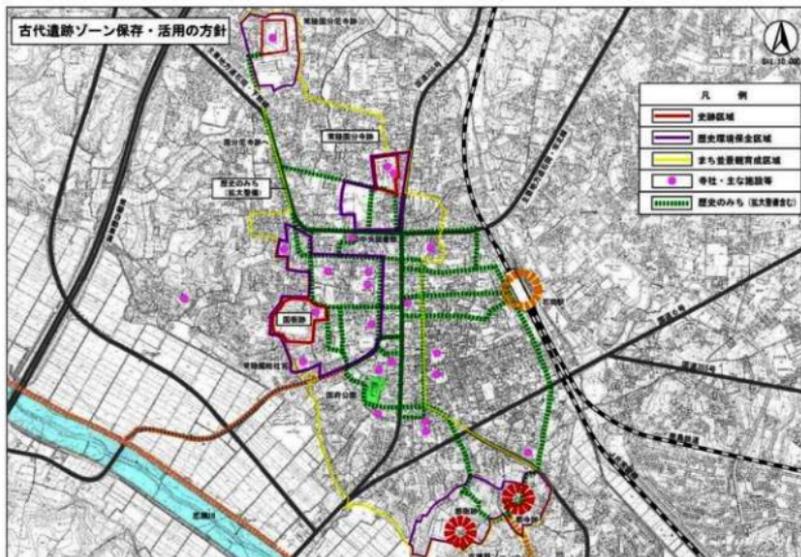


図36 石岡市文化財マスタープラン（重点地区整備候補・古代遺跡ゾーンの保存・活用方針）

(5) 史跡等記念物

「史跡」を含む記念物は、歴史上又は学術上価値の高い遺跡、庭園、橋梁その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、動物、植物及び地質産物で学術上価値の高いものが該当する。

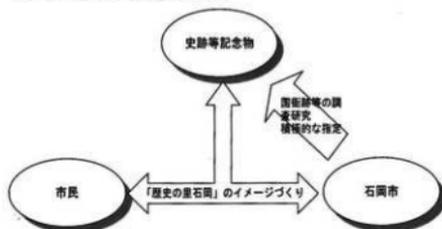
国指定の特別史跡2件、史跡2件、県指定では「丸山古墳」など5件、市指定8件がある。また天然記念物は、県指定2件、市指定6件で、さらに市指定の名勝が2件あり、バラエティーに富む内容である。

中でも、国指定の特別史跡、史跡は、石岡の歴史を語る上でなくてはならないものであり、市内の文化財の保護・保存及び活用を考えていく上で、重要な文化財である。

また、史跡には指定されていないが、現在、整理中の「常陸国衙跡」の全容が明らかになれば、石岡に「国衙」「国分寺」「国分尼寺」と歴史上、国の主要な施設が位置したことになり、研究が大きく前進し、関連する様々な文化財が見られる可能性もある。

そのため、現在指定されている史跡等については、保護・保存を基本としつつも活用を図り、市民と行政が協力しながら、「歴史の里石岡」のイメージを確立していくものとする。

【史跡等記念物の保護・保存及び活用の方針】



③保存・活用方針

- 国衙跡、国分寺跡、国分尼寺跡は、保護・保存を基本とした活用を進める。

【国衙跡】

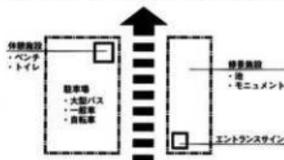
- ・整理の結果による、遺構の状況、性格をふまえた、保存指定を行う。
- ・国衙跡の保護及び保存を進めるため、周辺を含めた環境整備計画を策定する。

【国分寺跡】

- ・現状の保全を基本とする。
- ・周辺の確認調査を実施し、発掘等を行う地域を指定する。
- ・塔の跡が未確認であり、継続して調査を進める。
- ・隣接する神楽跡地利用については施設整備を図り、市立図書館と連携した文化財の保護・保存及び活用を図る。

【国分尼寺跡】

- ・基本構想が策定済みであり、今後整備基本計画を策定し、周辺環境整備を進める。
- ・進入路の整備、休憩施設、移景施設、エントランスサインなどを配置し、保護・保存を図るとともに、利用者の利便を向上させる。
- ・サクラ、ハギの名所でもあり、広く市民に開かれた史跡として保存、活用する。



- 郡衙跡、郡寺跡は、周辺の環境整備計画を策定し、歴史的なまち並み形成と連携する。
- 中心市街地の活性化と連携し、各史跡、寺社をネットワークするルートを設定し、サイン等による案内により、歩いて史跡巡りができるように「歴史のみち」の拡大等を進める。
- ゾーン全体の景観整備を進め、歴史的景観の深うまちを形成し、石岡市を代表し、特徴づける顔づくりを進める。

図37 石岡市文化財マスタープラン（史跡等記念物の保存活用方針・古代遺跡ゾーンの整備方針）

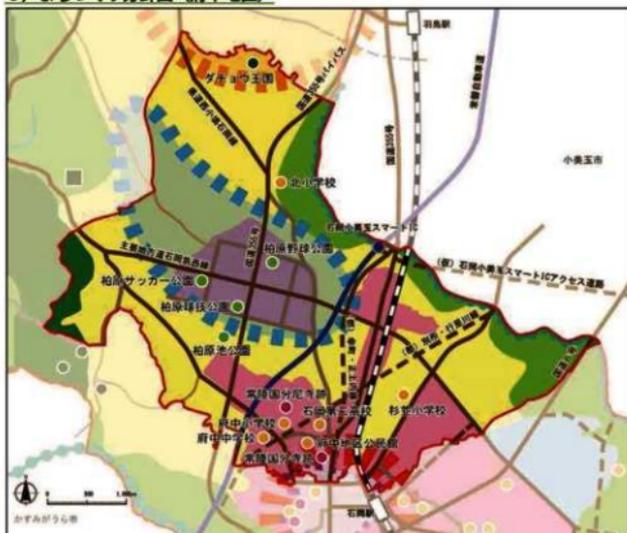
(3) 石岡市都市計画マスタープラン〔平成29年3月〕

将来都市像「自然・歴史が息づく コンパクトシティ いしおか」のもと、都市づくりの基本目標として次の5つを設定している。

- 目標1 石岡市としての個性・特性をいかしたまちづくり
- 目標2 豊かな自然環境、歴史・文化を保全・活用したまちづくり
- 目標3 快適で魅力あふれる、安全・安心に生活できるまちづくり
- 目標4 地域の活力を創出するまちづくり
- 目標5 地球環境にやさしいまちづくり

本史跡に関連する施策は、地区別構想（府中地区）の「②歴史資源の活用による地域の活性化」の項目において、「常陸国分寺跡や常陸国分尼寺跡等の地域の歴史資源の活用により、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。」と掲げている。

6) まちづくり方針図（府中地区）



凡 例（府中地区）			
	中心市街地地区		歴史・自然景観形成地区
	市街地地区		公園・緑地
	産業交流地区		観光施設（歴史・文化）
	生活拠点地区		観光施設（レジャー施設等）
	農村集落地区		役所・支所、学校、公民館
	田園環境保全地区		水と緑のネットワーク
	自然環境共生地区		主な河川
			高速道路・インターチェンジ
			主要幹線道路
			主要幹線道路（計画）
			幹線道路
			補助幹線道路
			鉄道・駅
			地区界

図38 石岡市都市計画マスタープラン地区別構想（府中地区）

上記施策を着実に遂行するためには、常陸国分寺跡の計画的な調査研究と、追加指定を含む

適切な保護措置を図りつつ、活用に向けて積極的に進めることが求められる。

また、国道355号は、指定地東側の区間は都市計画道路（幸町・正上内線）となっており、幅員16mの拡幅が計画されている。実施時期は未定であるが、史跡の保存のために都市計画との調整を図ることが課題である。

（４）石岡市景観計画〔平成24年11月〕

石岡市景観計画は、地域の良さを大切に景観誘導を図るとともに、市民、事業者、行政がともに協働で良好な景観の保全・形成に取り組むことを目的に策定した。

この計画において、常陸国分寺跡の所在する中心市街地は、「まちの顔となる商業・業務機能が集積する市街地であって、古代から積み重なる歴史を随所に感じられる町並み」が特徴であるとしている。こうした地域の特徴を生かすために、「昭和レトロの観光振興をはじめとする活性化策とともに、暖わいの町並み景観を目指す」ことを景観形成の方針としている。

第5章 計画の大綱

特別史跡常陸国分寺跡は、古代常陸国の中心地であった石岡市を代表する史跡であり、それにふさわしい保存と活用に取り組むにあたり、本計画の大綱を次のとおり定める。

(1) 古代伽藍の遺構保存と、現国分寺の継承との調整

常陸国分寺跡は、古代国分寺の伽藍地を礎石や地下遺構としてよく留めており、大正11年の指定以降、長く保護されてきた。特別史跡常陸国分寺跡は、我が国の古代史上重要な価値を有する国民共有の財産であり、石岡市民にとってかけがえのない歴史文化遺産でもあることから、適切に保存を図り、確実に未来へと継承していく。

また、古代の貴重な遺構を今日まで継承できたのは、法灯を守る現在の宗教法人国分寺の存在が大きく、今後は宗教活動として必要な行為との調整を図りつつ、古代遺構の保存との両立に取り組むこととする。

(2) 古代常陸国の調査研究の推進と、常陸国分寺跡の追加指定

常陸国分寺跡・常陸国分尼寺跡と、周辺に存在する国府関連遺跡の調査研究を推進し、古代常陸国中心地の解明に努める。

特に、本計画の対象とする常陸国分寺跡は、塔・経蔵・南門などの主要伽藍の位置や範囲が確定しておらず、伽藍地が指定範囲を越えることは確実である。したがって、指定地内外の確認調査を計画的に行い、主要伽藍の全体像を把握すると同時に、追加指定に取り組み、常陸国分寺跡の保護をより万全なものとする。

(3) 常陸国分寺跡の価値を伝える活用と整備の推進

常陸国分寺跡の価値を正しく、広く社会に伝えるために、新たな調査研究成果を公表し、わかりやすく学び、体感できる活用と整備に取り組む。

長期的な見通しのもとに段階的な活用・整備を立案し、実践していく。

(4) 管理運営体制の構築

石岡市教育委員会を中心として、地域住民・市民・関連団体や行政の関連部局が協働する充実した管理運営体制を構築し、常陸国分寺跡の保存と活用を推進する。

特に、指定地のほとんどを民有地が占めることから、文化財保護として必要な管理や手続きについて、地権者等への周知を徹底し、理解に努める。

(5) 各地の国分寺・国府関連遺跡を有する自治体と連携し、常陸国分寺跡の保存・活用を促進する。

石岡市域には、常陸国分寺跡以外にも常陸国府跡・常陸国分尼寺跡・茨城廃寺跡といった古代の国府関連遺跡が集中していることから、全国にある同種の遺跡を有する自治体との情報共有や、住民同士の交流活動を推進する。古代日本という大きな歴史の中で常陸国分寺を位置づけ、その歴史的意義や価値をより深く理解できる取り組みを通じて、日本の中の石岡市を意識することで、地域に対する誇りと強い愛着を醸成できるようにする。

第6章 保存管理

第1節 対象範囲の地区区分

第1章に述べたとおり、本計画は、常陸国分寺跡を確実に保存するとともに、その歴史的価値を踏まえて有効に活用していくための適切な範囲として、指定地とその周囲（指定地外）を対象範囲としている。

その保存管理にあたって、遺構の重要性、遺存状況、土地利用・土地区画の現況、土地の所有・管理関係等を踏まえて、計画対象範囲を下記のように細分する。地区の名称については、「指定地」は「Ⅰ地区」、指定地外の「南門・塔地区」は「Ⅱ地区」と表記する。細分した地区の名称は、数字に続けてアルファベットでⅠA地区のように表記する。

1. Ⅰ地区（指定地）

特別史跡指定地であるⅠ地区には、古代国分寺の礎石や、主要伽藍の遺構が保存されている。常陸国分寺跡の中核となる範囲であり、適切な管理のもと確実に保存し、公開や整備に取り組む地区である。

① ⅠA地区

現在、国分寺が所有・管理する境内地であり、指定地全体の65%を占める。本堂・庫裡などの建物や幼稚園と墓地が含まれる。また、古代国分寺の講堂・金堂礎石の公開範囲を設けている。

② ⅠB地区

指定地の東側（国道355号沿い）と、指定地の南側に存在する。現況において宅地（住宅、店舗や事業所）である。東側は、主要伽藍の遺構（金堂・回廊）の広がりが見込まれている。南側は、南門の存在が見込まれる。

③ ⅠC地区

国道355号であり、茨城県が管理する。

④ ⅠD地区

石岡市が管理する市道である。北側の市道（A2310号）に含まれる範囲は、現状は側溝（排水路）である。南側の市道（A2322号）は、国と国分寺の所有する土地である。

2. Ⅱ地区（南門・塔地区）

指定地外ではあるが、伽藍の広がりが見込まれる範囲であり、南門や塔の存在が見込まれている。大正8年に千手院は国分寺と合併し、その後現在の境内地に移転するが、以前はⅡ地区の南西部に千手院が位置していた。現在は国道355号が南北に貫き、住宅と店舗・墓地等に利用

されている。このⅡ地区は、すべて周知の埋蔵文化財包蔵地（国分遺跡）に含まれる。

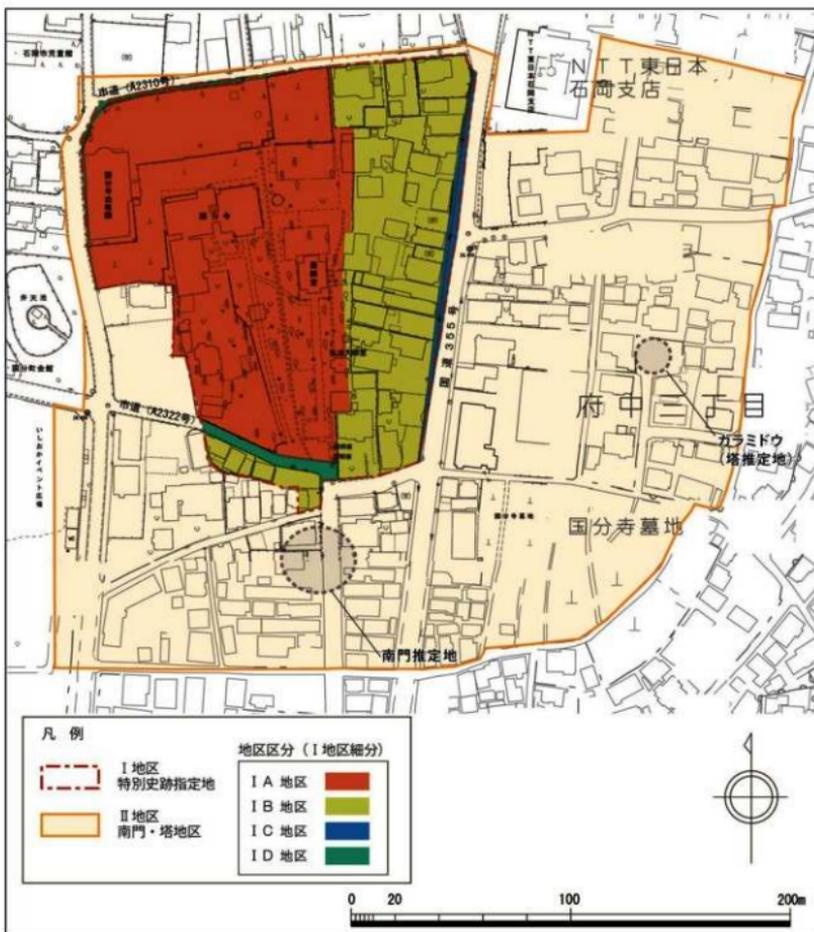


図39 保存管理地区区分図

第2節 各地区の構成要素

「特別史跡常陸国分寺跡の価値」を踏まえ、前節に示した各地区に含まれる構成要素を抽出する。

1. I地区（指定地）

「主要な価値を構成する要素」には、奈良・平安時代の遺構で、常陸国分寺の主要伽藍を構成する施設のほか、堅穴建物跡や瓦溜りなどの関連する遺構が挙げられる。この遺構は、地上に表出している遺構と地下に埋蔵されている遺構に分類できる。

また、現在も法灯を継続する国分寺の中世末から現在に至る経緯を示す要素を、「副次的な価値を構成する要素」とする。

そして、これら以外にも指定地の中には、一般住宅等の建築物や工作物、電柱、樹木、遺跡説明板などといった「その他の要素」が存在する。

以下、細分した地区ごとに、構成要素を整理する。

表7 I地区(指定地)の構成要素

	主要な価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素
I A地区	<p>●奈良・平安時代の遺構 【地上遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西回廊礎石(原位置) ・塔心礎(移設されたもの) ・金堂礎石, 講堂礎石(原位置を動いたもの) <p>【地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中門跡, 金堂跡, 講堂跡, 回廊跡, 鐘樓跡 ・区画溝(西辺・北辺) ・竪穴建物跡 ・瓦溜り(平安時代末から中世か) ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 	<p>●中世末から江戸初期の遺構 【地上遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仁王門礎石 <p>●歴史的建造物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千手院山門(市指定) ・都々逸坊願歌堂(市指定) <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常陸国分寺跡顕彰碑(明治年間建立) 	<p>●現国分寺の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本堂, 業師堂, 庫裏, 書院, 住宅, 倉庫, 車庫, 弘法大師堂 ・墓地(墓石) ・祠 ・通路(アスファルト舗装) ・国分寺幼稚園(園舎・園庭・遊具) <p>●石碑, 石造物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者忠魂碑, 満州事変記念碑, 大師堂業師堂修繕記念碑, 歌碑 ・弘法大師坐像, 阿弥陀立像, 如意輪観音坐像, 双体地藏 ・真言梵字塔, 聖徳太子文字塔, 馬頭観音文字塔, 巡拝塔 ・手洗石, 石燈籠 <p>●樹木</p> <p>●史跡の保存活用のための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標柱(内務省設置, その他) ・史跡説明板 <p>●その他工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱(電話・電力), 照明 ・花壇, 柵(立入禁止用) ・敷地境界柵・柵 ・監視カメラ, 電話ボックス 等
I B地区	<p>●奈良・平安時代の遺構 【地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金堂跡, 回廊跡 ・経藏跡(想定) ・北辺・南辺の区画溝(想定) ・竪穴建物跡 ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北辺区画の延長上に確認された谷状の自然地形 	<p>●奈良・平安時代の遺構 【地上遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・礎石の転用と想定される庭石 	<p>●建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅, 店舗 <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅, 店舗に付帯する工作物(電話柱・柵・塀) ・樹木・花壇・生垣
I C地区	<p>●奈良・平安時代の遺構 【地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 		<p>●国道355号(車道及び歩道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車止め ・電力柱 ・側溝
I D地区	<p>●奈良・平安時代の遺構 【地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北辺の区画溝 ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 		<p>●市道(A2310号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝, ガードレール, カーブミラー <p>●市道(A2322号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道, 側溝 ・電力柱, カーブミラー

2. II地区（南門・塔地区）

I地区に準じて構成要素を整理する。

表8 II地区（南門・塔地区）の構成要素

	主要な価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素
II地区	<ul style="list-style-type: none"> ●奈良・平安時代の遺構 【地下遺構】 ・常陸国分寺の伽藍を構成する遺構（塔跡・南門・区画溝・礎石） ・築地崩跡（想定） ・竪穴建物跡 ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 	<ul style="list-style-type: none"> ●奈良・平安時代の遺構 【地上遺構】 ・礎石の転用と想定される庭石（想定） 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物 ・住宅、店舗 ●樹木・草本 ●道路と付属物 ・道路標識、カーブミラー、ガードレールなど ●工作物 ・電柱、電灯 ・旧地区名の石造標識 ●墓地内の石碑・石造物 ・墓石、宝篋印塔、五輪塔、僧侶墓石、念仏塔 ●地下埋設物

第3節 地区別の保存管理の方向性及び方法

1. IA地区（国分寺境内）

（1）保存管理の方向性

- 奈良・平安時代の遺構を確実に保存する。そのうえで、一般公開の範囲を広げていく。
- 法灯を保ち続けてきた国分寺の歴史的経緯を尊重し、宗教活動の場としての利用を継続する。

（2）方法

- 発掘調査により確認された遺構は、一部本調査が行われたが大半は埋め戻して保存されており、今後は地下遺構を確実に保存する。
- 金堂・講堂の礎石はこれまでの公開方法を見直し、現地における適切な情報提供を行う。本来の礎石配置を把握するために、必要に応じて確認調査を行う。
- 西回廊に残る礎石は、奈良・平安時代の構成要素として唯一原位置を保ち、地上で確認できる遺構であることから、所有者の協力のもとで現地公開を目指す。
- IA地区は、現国分寺の宗教活動の存続を前提とする。ただし、遺構の保存と、境内の諸施設の改修等の行為との調整が、きわめて困難と判断される場合は、寺院移転と土地の公有化について検討する。
- 境内地の奥に位置する金堂・講堂部分は、柵で囲んだ中にある礎石を見学できるよう石岡市教育委員会が所有者と協力して草刈等を行っている。今後は、文化財としての常陸国分寺跡を訪ねる一般見学者に対し、中門跡までを含めた古代の伽藍空間の草刈の頻度を増やすなど、宗教活動と文化財保護の役割分担を踏まえつつ、より良好な見学環境を保つものとする。

2. IB地区（住宅地）

（1）保存管理の方向性

- 奈良・平安時代の遺構を確実に保存し、史跡の価値を広く共有できる活用整備に向けて、公有化を進める。
- 当面は、宅地としての利用を継続しながら、遺構の保存を確実に進行。

（2）方法

- 宅地として利用を継続する場合も、地下遺構の保存に影響を与えないような配慮が必要であることについて、土地所有者等に理解と協力を得る。
- 地下遺構の確実な保存のため、土地所有者等の要望に応じて公有化をはかる。

○経蔵跡、東回廊跡、南門跡等の遺構が存在する可能性があることから、確認調査を推進する。

3. IC地区（国道）、ID地区（市道）

（1）保存管理の方向性

○道路機能は維持しつつ地下遺構を保存する。

（2）方法

○これまでの基礎工事における掘削の深さが不明確であることから、舗装の改良・補修の際は必ず調査員立会いのもとで行い、遺構への影響の有無を確認する。常陸国分寺に関連する地下遺構が確認された場合は、確実に保存を図る。

○IC地区（国道355号）は、幅員16mの拡幅が計画されている都市計画道路（幸町・正上内線）であるため、今後都市計画との調整を図り、特別史跡の保存のために拡幅のないようにする。

4. II地区（指定地外、南門・塔地区）

（1）保存管理の方向性

○現在の指定範囲（I地区）を越えて、奈良・平安時代の国分寺の伽藍が広がっていたことは確実であることから、想定される塔・南門・区画溝などの重要遺構をはじめとした、奈良・平安時代の遺構の範囲確認と保存に努める。

（2）方法

○現状は周知の埋蔵文化財包蔵地であること、かつ特別史跡として保存すべき範囲が広がる可能性があることについて所有者等に周知し、常陸国分寺の保存に向けて、地元住民の理解や市関係機関の協力を得ていくものとする。

○塔・南門・区画溝などが想定される箇所の範囲確認調査を行い、伽藍地全体の解明に取り組む。

○伽藍地と判断された土地に関しては地権者等の同意のもと追加指定を行う。指定地西側の土地は、区画溝と主要伽藍の間に存在し、伽藍地の範囲内であることは確実であるため、早期の追加指定を目指す。

第4節 発掘調査

I地区、II地区で行う発掘調査の実施にあたっては、文化庁・茨城県教育庁及び専門家の指導を受け、適切な範囲と方法を検討した上で行うものとする。

1. I地区（指定地）

今後の発掘調査は、主に史跡の整備活用を進めるうえで必要な情報を得ることを目的として実施する。

現状において、主要伽藍のうち金堂・講堂等の配置が判明しているが、経蔵跡の位置が確定していない。また、回廊は全体が複廊であるのか、基壇の正確な方位や規模、区画溝の範囲など解明すべき課題も多いことから、公有化等の進展にあわせて発掘調査を行い、主要遺構の規模と変遷過程の解明に努めることとする。

2. II地区（指定地外の南門・塔地区）

現在の指定地の外側まで、主要伽藍の範囲が広がることは確実であることから、II地区に関しては南門と塔、区画溝の位置を特定することを目的とした、範囲確認調査を行う。

II地区は宅地化が進んで、発掘調査が可能な土地に限られるが、地権者の協力を得て計画的な調査に取り組むものとする。

3. 国分遺跡

国分遺跡は、埋蔵文化財包蔵地として、開発に当たって文化財保護法第93・94条による対応を行っているが、これまで調査内容の精査は行っていない。今後は、既往調査に基づく遺物・遺構の精査を通して、常陸国分寺の寺域に相当する範囲から僧坊・講師院・菴院といった諸施設があった場所の想定、さらには国分寺運営上の施設の在り方に関する調査研究を推進する。

第5節 I地区（指定地）における現状変更等の取扱

1. 現状変更等の取扱に関する基本的事項

指定された史跡（特別史跡）は、その学術的価値を損なうことなく保存し管理する必要がある。「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合（以下、現状変更等）」は、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となる。

I地区（指定地）における現状変更等の行為として多様な事項が想定されるが、その取扱においては、史跡としての価値の顕在化を図り、その適切な保存と活用を目的として実施する各種調査と整備以外の現状変更等は、原則として許可しないことを基本方針とする。ただし、指定地のほとんどを境内地と住宅地が占めていることから、宗教活動及び住環境を維持保全するためにやむなく実施する現状変更等に際しては、景観に配慮し、地下遺構や史跡の保存活用に悪影響を及ぼさない範囲内で認めるものとする。

現状変更等を行う事業主体は、文化庁及び茨城県・石岡市の関係機関と現状変更等の取扱について事前協議のうえ、必要な事務手続きを行うこととする。ただし、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為は、石岡市教育委員会がその事務を行うものとする。

「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置」、「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については、許可申請は不要とされている。ただし、災害・事故等で史跡にき損が生じた際は「き損届」（文化財保護法第118条、第33条）を、それらを復旧しようとする際は「復旧届」（文化財保護法第127条）を、文化庁長官に提出する必要がある。

その他、I地区（指定地）において行われる通常の維持管理作業（表10）については、史跡の価値や環境を維持するために日常的・定期的に行われる不可欠な行為、あるいは史跡の価値をき損したり史跡の保存活用に悪影響を与えたりするおそれのない行為であるため、許可申請の手続きの不要な行為とする。

表9 現状変更等の許可の区分

	行為の内容	許可区分 (申請先)
<p>許可できない 現状変更等の行為</p> <p>文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の適切な保存管理のために策定した保存活用計画に定められている保存管理の基準に反する場合 ○史跡の滅失、き損又は喪失のおそれがある場合 ○史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合 	/
<p>許可が必要な 現状変更等の行為</p> <p>文化財保護法第125条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為を除く行為 (本計画の第6章第4節2.参照) ○文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為 <ol style="list-style-type: none"> 1. 2年以内の期間を限って設置される小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。)の新築、増築、改築 2. 工作物の設置、若しくは設置後50年以内の工作物の改修(ただし、土地の形状を変更しないで行われるものに限る) 3. 道路の舗装若しくは修繕(ただし、土地の形状を変更しないで行われるものに限る) 4. 管理団体等による史跡の管理に必要な標識その他の施設の設置又は改修 5. 電柱、電線、ガス管、水管又は下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 6. 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年以内に限る) 7. 木竹の伐採 8. 史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	<p>文化庁長官による許可</p> <p>石岡市教育委員会による許可</p>
<p>許可申請の不要な 現状変更等の行為</p> <p>文化財保護法第125条</p>	<p>維持の措置 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡がき損し、又は喪失している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき ○史跡がき損し、又は喪失している場合において、き損・喪失の拡大を防止するための応急措置をするとき ○史跡の一部がき損し、又は喪失し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき <p>非常災害のために必要な応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置 ○事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為 <p>保存に及ぼす影響が軽微な場合</p>	<p>※届出等の必要な場合がある。 万全を期すために、石岡市教育委員会と事前協議を行うこととする。</p>
<p>史跡において行われる 通常の維持管理作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本計画に示す「維持管理作業一覧」 (本計画の第6章第5節1.の表10参照) 	/

表10 維持管理作業一覧

対 象	内 容
○建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な保守作業（ゴミの除去・雨どい清掃） ・建物内部の修繕・改修（建具調整、床材等の部分的な交換など） ・建築物の外壁・屋根の修繕・塗装（同系色の塗装など） ・門・塀その他工作物の修繕（基礎の改修を伴わないもの） ・建築物等に付帯する室外機・電気温水器等諸設備の修繕（掘削を伴わないもの）
○土地 (法面や通路等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ等の除去 ・簡易補修（部分的な舗装路面の表層打ちかえ等） ・住宅敷地内の菜園や花壇における苗の定植程度で、地下遺構に影響を及ぼさない軽度の掘削
○植生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈り（ただし、遺構に影響を及ぼす抜根や、景観を改変させる伐採は除く）
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯などの清掃・保守点検 ・柵の塗装え（同系色の塗装） ・墓碑の清掃等

2. 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の許可申請を要する行為

I地区（指定地）において、現状変更等の許可申請を要する行為として以下の項目が想定される。

① 建築物の新築・建替・増築・除却

- 「新築」とは、現状で建築物の無い土地に新たに建築物を建築すること。
- 「建替」とは、既存建築物の全部又は一部を取り壊し、同一場所に引き続き建築物を建築すること。
- 「増築」とは現在建築物の建っている宅地内で、同一の建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や、棟別または棟続きで建築物を付加すること。
- 「除却」とは、既存の建築物を取り壊し、更地とすること。

② 工作物の新設・改修・除却

工作物には、住宅用の塀や柵、墓地（墓石）、電気通信施設、道路安全施設、案内板・解説板、街灯、物置、看板、石造物（記念碑・燈籠など）、標柱、祠、遊具等が含まれる。

- ③ 地形の改変（土地の造成等）
- ④ 道路・水路の新設・拡幅・修繕・除去
- ⑤ 地下埋設物（上下水道・ガス管・浄化槽・電線管、墓穴等）の設置・改修・除去
- ⑥ 木竹の植栽・伐採・抜根
- ⑦ 史跡の発掘調査及び保存整備
- ⑧ そのほか史跡の保存に影響を及ぼす行為

（２）現状変更等の取扱い基準の共通事項

I 地区（指定地）における、許可申請を要する現状変更等の取扱基準に対する共通事項は次のとおりとする。

- すべての現状変更等に対して、地下遺構の保存に影響を与えると判断される場合は、原則として認めない。
- 史跡としての歴史的景観に調和したものとなるよう、配置・形態・色彩・素材等に配慮したものとす。
- 地下掘削を伴う現状変更等に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものについては、立会い）し、重要な遺構が確認された場合は遺構を保存するための措置を検討して設計変更等を行い、許可を得るものとする。
- この基準によりがたい場合、また規模の大きな現状変更等の場合については、その適否の判断に際して、文化庁や茨城県教育庁及び石岡市教育委員会にて協議を行うほか、必要に応じて学識経験者に指導・助言を求めるなど、学術調査の結果を踏まえた適切な措置がとられるよう十分留意する。

（３）現状変更等の地区別取扱基準

I 地区（指定地）における、許可申請の対象となる現状変更等の地区別の取扱基準を示す。

表11 現状変更等の地区別取扱基準一覧

地区区分 現状変更等	I地区（指定地）			
	IA地区	IB地区	IC地区	ID地区
①建築物の 新築・建替・ 増築・除却	<p>○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則として認めない。</p> <p>○宗教活動上必要と判断される場合は、事前に発掘調査を行い遺構に影響を与えない方法で行う。</p> <p>○除却は、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。</p>	<p>○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則として認めない。</p> <p>○建替及び増築は、地下遺構の保存を図った上で、かつ既存建築物の構造・規模・形態等を著しく変更しない場合に限り認める。</p> <p>○除却は、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。</p>	認めない。	認めない。
②工作物の 新設・改修・ 除却	<p>○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は原則として認めない。</p> <p>○工作物の新設が、宗教活動上必要と判断される場合は、事前に発掘調査を行い遺構に影響を与えない方法で行う。</p> <p>○既設の工作物の改修・除却のうち、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認める。</p>	<p>○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は原則として認めない。やむを得ず新設する際は、事前に発掘調査を行い、遺構に影響を与えない方法で行う。</p> <p>○既設の工作物の改修・除却に際しては、住生活を維持保全するために必要不可欠で、かつ規模・構造等が遺構保存と景観に配慮したものについては認める。</p>	IB地区と同じ。	IB地区と同じ。
③地形改変 （土地の造成等）	○原則として認めない。 ただし、史跡の保存活用を目的として、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮して行われる土地の掘削や盛り土等の地形改変は認める。			
④道路・水路の 新設・拡張	<p>○新設・拡張は認めない。</p> <p>○補修・除去は、遺構に影響のないよう図った上で、史跡としての景観の保全に大きな影響を及ぼさない場合は認める。</p>			
⑤地下埋設物の 設置・改修・ 除去	<p>○原則として新設は認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物の改修及び除去、史跡の保存活用を目的とする新設は地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮したものに限り認める。</p>	<p>○原則として新設は認めない。</p> <p>○改修は、住生活を維持保全するための必要性を勘案し、かつ地下遺構を避け、工事立合のもとで行うことを条件として認める。</p> <p>○除去は史跡への影響を最小限とした上で認める。</p>	IA地区と同じ。	IA地区と同じ。
⑥木竹（果樹を含む）の 植栽・伐採・ 抜根	<p>○新規植栽は、史跡の活用や良好な景観形成を目的としたもの以外は原則として認めない。また、植物の根が遺構に影響を及ぼす可能性がある植栽は許可しない。</p> <p>○伐採・抜根は、遺構保存と史跡としての景観に配慮したと判断される場合に限り許可する。</p>			
⑦史跡の発掘調査及び 保存整備	<p>○地下遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲と判断される場合は認める。</p> <p>○史跡の整備は、学術的調査の成果に基づくものとし、地下遺構の保存を図った上で行う場合、かつ史跡としての景観に配慮した場合について認める。</p>			

(4) 現状変更等の許可申請の手続き

石岡市は、事業主体や所有者に対し、現状変更等の許可申請の手続きに関して、必要な手順や期間等について周知徹底を図るものとする。また、万全を期すために、保存に影響を及ぼす内容が軽微で許可申請不要と判断する際に、事前協議（協議の担当窓口は市教育委員会文化振興課）を行うことについても周知し、協力を求めていく。

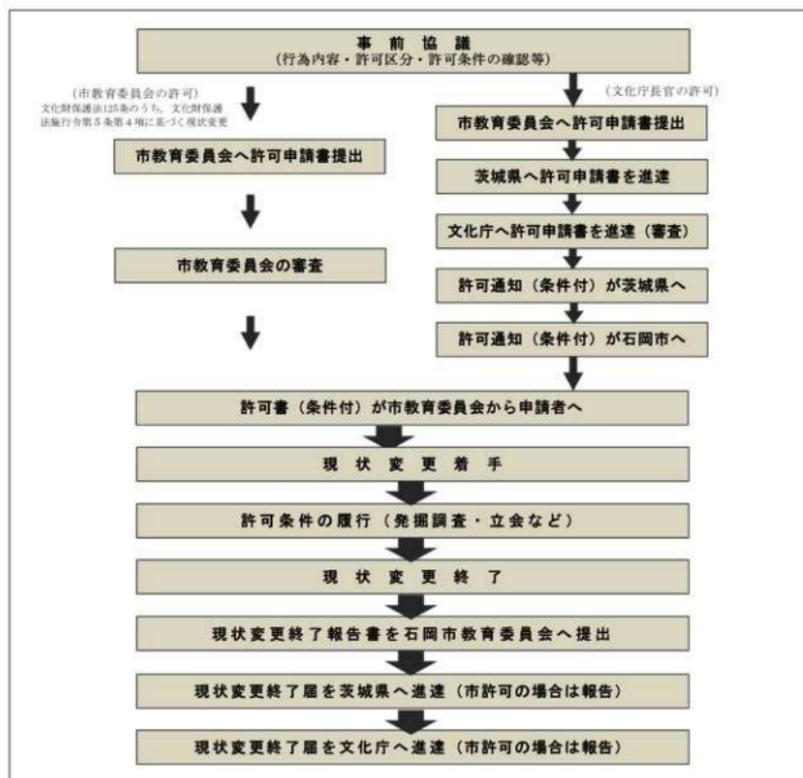


図42 文化財保護法に基づく現状変更等の手続きの流れ

第6節 II 地区における埋蔵文化財の取扱

1. 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための掘削

文化財保護法（以下、法と呼ぶ）第93条には、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されて

いる土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」、そこで土木工事等で掘削を行うことを「土木工事等のための掘削」と呼んでいる（本計画では「土木工事等のための掘削」と呼ぶ）。周知の埋蔵文化財包蔵地で行われる土木工事等のための掘削は、地下に埋蔵されている遺構や遺物を損なう可能性があり、文化財の保存継承を妨げる要因となりえる。このため、土木工事等に伴う掘削については、法第93条あるいは法第94条によって届出を要請し、掘削工事前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査を実施し、重要な遺構が発見された場合はその保護に配慮を求めるなど、必要な事項を指示することができる。

Ⅱ地区においては、石岡市を通して茨城県が埋蔵文化財の取扱いについて、工事主体者に最終的な指示をすることとなる。

2. 土木工事等の取扱い

Ⅱ地区は周知の埋蔵文化財包蔵地（「国分遺跡」）に該当する。常陸国分寺関連の遺構を確実に把握し保全を図るために、Ⅱ地区に対する掘削を伴う土木工事等の取扱いを以下のとおりとする。

- 掘削を伴う土木工事等については、石岡市教育委員会を窓口として十分な事前協議を行い、地下遺構を保全するために、計画の中止を含めた開発回避を図る。
- やむを得ず掘削を伴う土木工事等を行う際には、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出を要請する。
- 掘削を伴う土木工事等に対して必要に応じてさらに確認調査を行う。その調査により遺構の存在が確認され、その遺構が工事によって破壊される公算が大きい場合は、記録保存の発掘調査に移行する。さらに、常陸国分寺に関連する重要な遺構（Ⅱ地区における「主要な価値を構成する要素」に相当するもの）が確認された場合は開発を休止させ、追加指定や公有地化に向けた協議を行う。
- 記録保存の調査を実施し、協議のうえ土木工事等をやむなく実施する場合においても、地下遺構の保存や今後の史跡の活用に悪影響を及ぼさないよう、設計変更等を含め、最大限の協力を求めることとする。

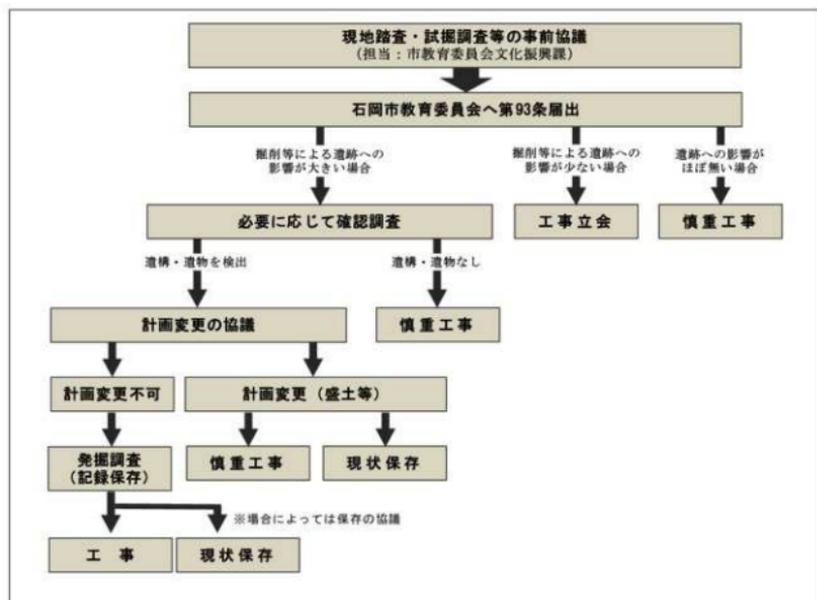


図43 文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の手続きの流れ（Ⅱ区）

第7節 追加指定と公有地化

1. 追加指定

Ⅱ地区は、指定地と同等の歴史的価値を有する地区であることから、積極的に追加指定に取り組む範囲とする。土地所有者等に対しては、本計画に定めた事項を周知するとともに、追加指定に対する同意を得られるよう努める。

特に、西区画溝の内側に該当する指定地西側と、塔跡と思われる遺構が確認された箇所（通称ガラミドウ）は、早急に規模を確認して追加指定に取り組むものとする。（下図参照）

さらに、伽藍地に該当するⅡ地区を越えて広がる国分遺跡には、常陸国分寺の寺域に相当する範囲として、僧坊・講師院・菌院といった国分寺運営上の施設が存在が想定される。今後の調査で、こうした諸施設が確認された場合はⅡ地区と同様の扱いとし、追加指定を検討する。

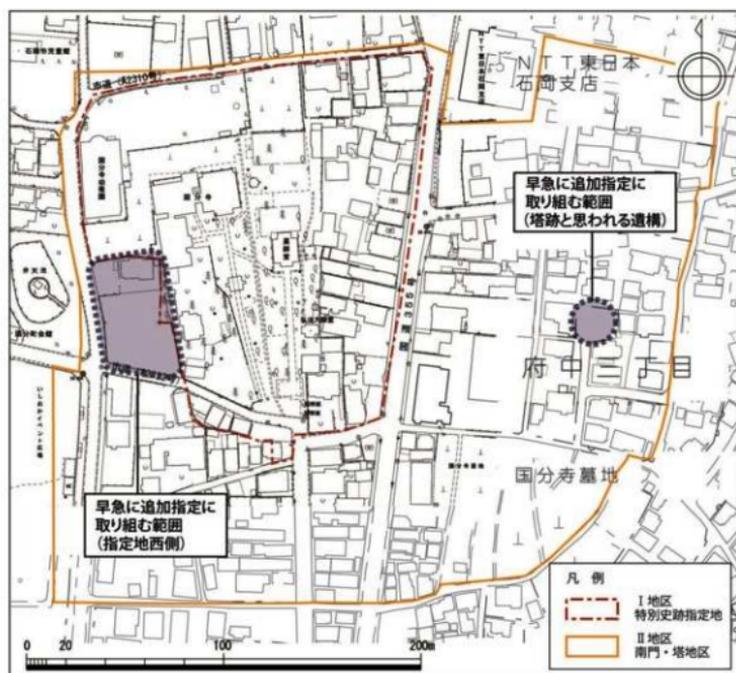


図44 追加指定に取り組む範囲

2. 公有地化

(1) I 地区（指定地）における公有化の方針

I 地区のうち I A 地区・I B 地区は境内地、民有地であり、当面は現状の土地利用を前提とした管理を継続する。ただし、史跡の保存管理及び活用整備の観点から、条件の整った土地については速やかに石岡市が公有化を図る方針とする。

(2) II 地区における公有化の方針

II 地区は、古代の伽藍空間の広がりが想定される範囲であり、伽藍空間の全体像の把握に努めるものとする。今後調査を行い、塔跡や南門、区画溝などにより主要伽藍の広がりを確認し、重要遺構が確認された土地について、追加指定の上で公有化を目指す。

重要遺構の存在する可能性が高く、地下遺構の保存や将来的な史跡の整備活用を考慮して緊急の対応が不可欠と判断される場合には、優先的に追加指定について協議のうえ速やかに土地の公有化も図っていく。

第7章 活用

第1節 方向性

常陸国分寺跡の活用は、国家規模の古代寺院としての常陸国分寺の特徴や広がり伝え、その歴史的意義や人々の活動の様子などについて、わかりやすく学び感じ取ってもらえるような取組を目指す。そして、将来明らかになることが期待される塔跡なども含めた伽藍全体の様相に加えて、常陸国分尼寺跡・常陸国府跡・瓦塚窯跡など周辺の史跡との関係、さらには古代常陸国府の地域社会の諸相、中央行政機構との関係についても、漆紙文書・墨書土器などの文献資料や関連遺跡の調査研究成果を反映した展示、体験学習など多様な手法を用いて伝え、地域への愛着、歴史に対する興味を醸成していく。

このため、常陸国分寺跡の活用は、①特別史跡の指定地そのものの活用、②調査研究成果に基づく常陸国分寺跡の情報の活用、③石岡市域における史跡を核とした歴史文化遺産の活用、さらには④市民との協働による観光資源としての活用、という観点から、次に掲げる方針のもとで多様な手法を導入して実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習や学校教育との連携を重視した<u>学習の場としての活用</u> (2) 地域住民や市民・県民、また各地からの訪問者の<u>交流・憩いの場としての活用</u> (3) 継続的な<u>調査研究成果の情報発信</u> (4) <u>周辺の歴史文化遺産や展示施設との連携</u> (5) <u>国分寺・国分尼寺の所在する自治体等との連携</u>による情報交換や交流事業の推進 (6) 常陸国分寺跡の歴史的価値を活かした<u>市民との協働による観光資源としての活用</u> |
|--|

第2節 方法

(1) 学習の場としての活用

石岡市は、地域の文化財を活用したふるさと学習を小中学校で行っており、常陸国分寺跡を見学し、学習する機会を設けることとする。

また、市民にとって身近な文化財を再認識できる機会として、定期的な見学会の開催、発掘調査の現地説明会などを、所有者の協力を得て実施する。そうした生涯学習や学校教育として取り組む際は、文化財の周知活動の一環として、多様な見学者に応じたわかりやすい説明に努める。

当面は、発掘調査の現地説明会に限らず、発掘調査の実施期間を現地公開期間と位置づけること、現位置を保つ回廊礎石などの公開をするなど、古代国分寺をじかに見学する機会を増やしていく。長期的には、調査研究成果を踏まえた整備公開を目指すとともに、指定地に隣接する場所に常陸国分寺跡を展示紹介する拠点施設の設置を検討し、学習の場としての利用を促進する。

(2) 交流・憩いの場としての活用

指定地の公有化を進めて、地域住民や市民・県民、また各地からの訪問者が利用できる、交流・憩いのオープンスペースとして提供する。

また、古代常陸にふさわしい行事（イベント）を企画する。地域住民の参加を促し、地域に根付いた風物詩として定期的に開催できるよう、親しまれるあり方を目指す。

(3) 調査研究成果の情報発信

近年の発掘調査によって、常陸国分寺跡に関連する新たな発見が相次いでいる。これらの調査成果は報告書としてまとめ、全国的な国分寺研究に役立てるとともに、市民へも積極的に公開する。

最新の調査研究成果の情報発信の方法として、具体的には、現地の解説板の情報更新、パンフレット作成、ふるさと学習の副読本づくり、市広報（印刷・電子媒体）による発信、報道機関への情報提供などに取り組む。また、講演会・学習会の開催は、茨城県や公民館等の市内関係施設と連携して行う。このほか、古代常陸国分寺の往時の姿を再現したCG・VR作成なども、情報発信の方法の一つとして検討する。

(4) 周辺の歴史文化遺産や展示施設との連携

常陸国分寺跡の周辺には、常陸国分尼寺跡・常陸国府跡や瓦塚窯跡など、常陸国分寺の成立に関わりの深い遺跡が存在する。また、茨城廃寺跡や郡家推定地（外城遺跡）も国指定を目指し調査中である。

石岡市域にはこうした古代常陸国府に関連する遺跡のほか、古墳や集落遺跡など、長い歴史の中で生み出された多様な歴史文化遺産が数多く存在している。市街地にある近代の看板建築、

若宮観音堂に祀られる木造十一面観音立像・府中城土塁などの歴史文化遺産、常陸風土記の丘などの展示施設は、それぞれが石岡市の歴史と文化を体感できるものである。

これらをわかりやすく結びつけた案内や解説、あるいは周遊ルート整備などを行い、常陸国府の歴史的特性や現在に至るまでの変遷を伝えることで、常陸国分寺跡の理解につなげるようにする。

また、ふるさと歴史館や常陸風土記の丘などの展示施設においては、常陸国分寺跡の紹介や発掘調査成果の速報など、学習機能の強化に努める。

(5) 国分寺・国分尼寺の所在する自治体等との連携

昭和27年に特別史跡に指定されたのは、常陸国分寺跡のほか、遠江国分寺跡・讃岐国分寺跡がある。国分尼寺跡と同時に特別史跡に指定された事例は常陸国のみであり、貴重な事例であることから、国分寺が所在する全国各地の自治体との連携に取り組む。例として、「国分寺サミット」のような全国規模のイベントに参加するなど、石岡市におけるまちづくりの視点からの史跡の活用を推進する。

また、石岡市周辺の古代寺院である新治廃寺跡（筑西市）や台渡里廃寺跡（水戸市）、常陸国分寺に供給した瓦を生産した松山瓦窯跡（かすみがうら市）などが所在する県内の関連自治体とも連携し、共同事業の開催・拡大に努め、調査研究の深化、調査研究成果の活用、情報交換、人的交流を促進する。

また、常陸国の古代の様子を伝える「常陸国風土記」に記された地名が現在の地名に残されていたり、寺社等が史跡として存在したりすることが知られている。これらを管理する関連団体・自治体とも積極的な交流を促進する。

(6) 市民との協働による観光資源としての活用

常陸国分寺跡の公有化や整備公開の進捗状況に応じて、所有者や市民の協力を得て、石岡の観光資源の一つとしての情報発信に取り組むこととする。

石岡駅前にある観光案内所などで、常陸国分寺跡のパンフレットを配布し、また市内の史跡等を案内する「歴史ボランティアの会」のような活動団体を積極的に紹介する。

このほか、観光旅行会社への情報提供を行い、観光ツアーあるいは文化財関連ツアーの訪問地として組み込んでもらえるよう働きかけるなど、豊かな歴史を有する石岡市の魅力の一つとしてPRを行い、全国に向けて発信する。

第8章 整備

第1節 方向性

古代の常陸国分寺の存在を伝える主要遺構、それらが一体となって成立していた伽藍の広がり、埋蔵されている遺物の保存を第一義としたうえで、常陸国分寺の価値や特徴を学び、往時の姿を感じられる整備を行うものとする。

また、常陸国分尼寺跡・常陸国府跡などの関連遺跡の中核として常陸国分寺跡を位置づけるなど、石岡地域における歴史文化遺産のネットワークを見据えた整備に取り組むこととする。

ただし、指定地は寺院境内があり住宅も存在することから、全面的な整備は相当な期間を要することが見込まれる。したがって、整備事業は段階的に進める。

I B地区に住宅地が存続する間は、部分的に取得した公有地において、遺構保護を第一としつつ活用にも有効な暫定的な整備を行う。将来的には、伽藍空間の立体的な表現などを伴う史跡公園としての整備を目指す。

第2節 方法

(1) 境内の整備

現在の国分寺は指定地の中心にありながら、古代から法灯を灯し続けている。今後も宗教活動が存続しながら、特別史跡として古代伽藍の保存と公開が望まれる。境内に関しては文化財としての見学者も予想して、かつての国分寺伽藍の解説板を新たに設置するなど、現地での古代国分寺の様子も理解できるよう整備を行う。

(2) 公有化した指定地の暫定的整備

本格的な整備に備えて、取得した土地に対して、暫定的に遺構保存を優先した整備を行う。公有化した土地の状況に応じて、先行的に広場として利用できるよう簡易舗装を行うとともに、簡易的な説明板を設置して特別史跡の指定地であることを周知する。あわせて植栽ポットなどを用いた暫定的な遺構平面表示なども検討する。

<例>

【遺構保護】保護盛土・整地

【暫定公開】簡易舗装、簡易柵、低木の植栽（ポット等）、説明板

(2) 公有化した指定地の本格的な整備

常陸国分寺跡の価値や特徴を学び、憩い・交流の場となることを目指して整備を行う。

保存のための整備として、将来にわたって遺構・遺物が損なわれることがないよう、遺構保

護のための盛土を行い、適切な排水施設の設置、遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木の伐採などを行う。

また、史跡の活用に向けては、古代寺院の姿を伝えるために調査によって判明した主要な遺構を表示する。西側回廊に存在する原位置を保つ礎石については、回廊空間と一体的に展示公開できる手法を検討する。金堂跡や講堂跡、中門跡に関しても、その規模や特徴を実感できる空間表現方法を検討する。

このほか、整備された指定地の利用案内や解説板、また確認された主要伽藍の諸施設ごとの名称板等を、景観を配慮しつつ配置する。指定地の一部には広場を設けたり、遺構への影響のない範囲で植栽を施し、ベンチなどの休憩施設を設けたりするなど、地域に親しまれる空間としての配慮も行う。

<例>

- 【環境基盤の整備】 遺構保護盛土、遺構に影響する高木伐採、地被植栽による表層土保護、遺構保護を前提とした新規植栽
- 【遺構表現】 区画溝（築地塀も想定される）・金堂・講堂・中門・回廊等
（このほか、重要遺構が確認された場合それらを含む）
- 【案内・解説】 全体案内板、総合解説板、遺構解説板
- 【便益施設】 四阿・ベンチ等

（3）活用拠点施設の設置

指定地の隣接地に、常陸国分寺跡の管理と活用のための拠点施設及び駐車場の設置を検討する。拠点施設には、展示機能・便益機能を備えて、老若男女あらゆる世代の来訪者に対応できるよう配慮する。駐車場に関しては近接地にあるイベント広場の利用も可能なことから、イベント広場の利活用方針との整合性をもたせつつ検討する。将来的には来訪者の需要に対応できる規模を近隣で確保できるようにする。

（4）周辺の歴史文化遺産と連携した整備

常陸国分寺跡が所在する石岡地域において、周遊ルートを設定し、案内標識・解説板の新設・修繕などを行って、歴史文化遺産の周知とその価値の顕在化に取り組む。

ルート設定は、常陸国分寺に関連する古代の遺跡だけでなく、各種の遺跡、建造物・石造物なども含めた周遊ルートを設定する。主要地点に案内標識を設置するなどして、来訪者の適切な誘導と安全確保を図る。あわせて、周遊時に携帯できるマップづくりも行い、利用できる休憩・便益施設の案内等も図示して、石岡駅や公共施設にて配布できるようにする。

<例>

- 周遊ルート設定と案内標識設置、案内地図作製・配布
- 各歴史文化遺産への解説板設置（既存施設の改修を含む）

第9章 管理運営・体制の整備

第1節 方向性

特別史跡常陸国分寺跡の管理運営は、文化財保護法及び本計画に基づき、石岡市と所有者による十分な意思の疎通を図りながら行うものとする。

石岡市教育委員会文化振興課は、文化庁・茨城県教育庁の指導のもとに石岡市の関係各課と連携した体制を構築し、保存管理・整備・活用を適切に遂行する。

また、各種の活用事業の実現には、市民の協力と参加が不可欠である。石岡市は、将来的な活用・整備を見据えて、管理運営の一部を担う市民団体の育成、支援充実などにも取り組むこととする。

第2節 方法と体制

常陸国分寺跡は指定時期が古く、その範囲が十分周知されてこなかったこと、かつ現在の指定地より伽藍地が広がる可能性が高いことから、まずは石岡市と指定地内外の所有者による保存管理の体制づくりが急務である。

石岡市においては、教育委員会文化振興課を担当課とし、常陸国分寺跡の保存活用に関わる業務全般にかかる適切な体制を整える。特に、第6章に定めた現状変更の手続きを適正に進めるための人員配置を行うとともに、定期的に巡回するなど指定地と周辺地域の所有者に対し保存管理への理解と協力を求めていく。

また、公有化した指定地における整備に向けた発掘調査、指定地外に広がる伽藍の範囲確認調査が今後は増えると思定されることから、研究と整備を担う専門職員のさらなる配置充実を行うと同時に、専門的な指導を継続的に得ていくための調査指導委員会を立ち上げる。

これらの体制が確立できた上で、将来的には市の関連各課や地元自治会、市民団体、有職者、学校関係者と連携が図れるよう、常陸国分寺跡の活用・整備・運営に関する協議会等の創設を目指す。

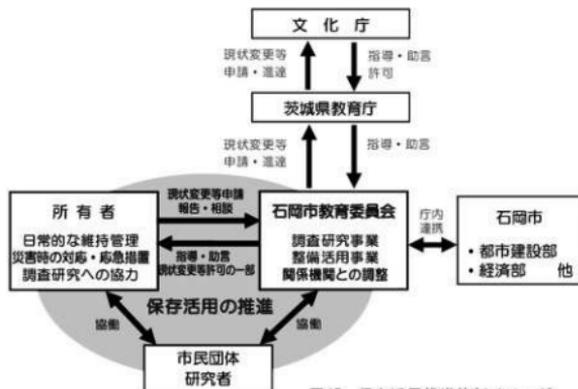


図45 保存活用推進体制イメージ

第10章 施策の実施

第1節 段階的な事業区分

特別史跡常陸国分寺跡の現状は寺院境内や宅地であることから、本計画で定めた保存と活用の実現には長期間を要することが見込まれる。加えて、常陸国分寺跡に関する発掘調査では、指定地外でも重要遺構が発見されており、今後追加指定を推進する方針である。このため、本計画に基づく各種施策の推進は、事業期間を区分して、段階的に取り組むこととする。

(1) 短期（計画策定から約5ヶ年）

短期においては、本計画に基づく保存管理の周知徹底と、常陸国分寺跡の価値を伝える活動を中心に取り組む。同時に、令和元年度に確認調査を行った塔跡の追加調査のほか、南門跡の確認調査を行い、重要な遺構が確認された範囲については追加指定を行うものとする。

指定地では、整備事業着手前に可能な取り組みとして、原位置を保つ回廊礎石の公開、発掘調査の現地公開、見学会等を行い、まずは常陸国分寺跡を広く知ってもらい、文化財保護への理解に努める。また、地権者の理解を得た上で指定範囲や古代の遺構の特徴を伝える説明板を設置するなど、見学者の理解を助ける整備を行う。

このほか、市が運営する「ふるさと歴史館」を活用拠点として位置付け、常陸国分寺跡の紹介や発掘調査速報など、情報提供の場として機能を果たせるようにする。

(2) 中期（計画策定から約5～20年）

中期は、短期終了後からの約15年間とする。短期における取組を踏まえて、市民参加や発掘調査の成果を活かし、地域に根ざした常陸国分寺跡の在り方を模索しつつ、将来像を検討する。

指定地の公有化が進んでいることが見込まれ、原位置を保つ回廊礎石の公開や、暫定的な整備も取り入れる。

また、周辺の歴史文化資産を含めた活用を推進する。中期段階では茨城郡家（外城遺跡）・茨城廃寺跡といった関連遺跡の調査の進展が予想されることから、古代の常陸国府に関する総合的な保存と活用方法について具体化を進める。

(3) 長期（計画策定から20年～）

長期段階は、I B地区（住宅地）の公有化完了と、回廊跡の整備に取り組む。そのため、整備基本計画の作成、設計・整備工事を経て、整備された指定地における、学習活動、憩い・交流空間の提供、観光資源としての活用を推進する。

また、追加指定と現国分寺境内の調査状況によっては、古代国分寺の伽藍空間の解明が進んでいると想定される。古代関連遺跡との連携事業の推進、舟塚山古墳、常陸国府跡・常陸国分尼寺跡など周辺地域の歴史文化遺産の活用についても常陸国分寺跡を中核に据えて充実を図る。

第2節 段階ごとの事業計画

本計画に基づき実施する各種の施策を、前章までの保存管理・活用・整備・体制にかかる項目に沿って、段階ごとに整理し、保存活用の事業計画として示した。

表12 保存活用の事業計画

項目	期間	短期計画	中期計画	長期計画
		約5ヶ年	約5～20年	それ以降
状況		<ul style="list-style-type: none"> ●保存管理の周知徹底 ●常陸国分寺跡の価値の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●整備の開始、公開の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●I B地区の公有化完了、本格的な整備と公開 ●常陸国分寺跡の様相解明
発掘調査		<ul style="list-style-type: none"> ●I地区・II地区：常陸国分寺跡全容解明のための発掘調査 ●国分遺跡：既往の発掘調査成果の精査 		
保存管理		<ul style="list-style-type: none"> ●建築物・道路・水路・工作物・樹木・埋設物等の現状変更に対し、取扱い基準に従って、許可事務、確認調査を行う。 ●特別史跡常陸国分寺跡の保存管理の内容と手続きに関して、周知徹底をはかる。 		
追加指定		<ul style="list-style-type: none"> ●II地区：塔跡・区画溝など伽藍の範囲内と想定される部分の優先的な追加指定 ●国分遺跡：重要な遺構が確認された範囲は追加指定を目指す 		
土地の公有化		<ul style="list-style-type: none"> ●I地区 ・指定地の公有化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●I地区 指定地の公有化（所有者からの要望に応じて） ●II地区 追加指定後に公有化を検討 ●国分遺跡 II地区と同様の扱いとする 	
活用		<ul style="list-style-type: none"> ●古代の国分寺を知る機会をつくる ・ふるさと学習や学校教育の場としての公開活用 ・調査研究成果の情報発信 ・現地説明会の開催 ・県外の国分寺との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●常陸国分寺跡を中心とした国府関連遺跡の総合的な活用事業の展開 ・調査研究成果の情報発信 ・周辺の歴史文化遺産や文化施設との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●本格的に整備された指定地の活用を推進 ・学習の場としての活用 ・交流・憩いの場としての活用 ・情報発信の充実 ・観光資源としての活用
整備		<ul style="list-style-type: none"> ●I地区 ・現在の公開範囲（金堂跡・講堂跡）の見学環境の維持 ・解説板等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●I地区 ・指定地内公有地の暫定的整備 ●II地区・国分遺跡 ・解説板等の設置 ●歴史文化遺産との連携 ・周遊ルート設定 ・案内・解説施設の設置・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●公有地における本格的な整備事業の立案・推進 ・遺構保護盛土、遺構表示 ・解説板、案内板、ベンチ等 ・拠点施設・駐車場の設置
管理運営体制		<ul style="list-style-type: none"> ●市と所有者の連携体制づくり ●担当課の人員の充実 ●調査指導委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●常陸国分寺跡と周辺の歴史文化遺産の活用に関する市民参加の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●常陸国分寺跡の保存活用に関する協議会等の創設

第11章 経過観察

第1節 方向性

史跡の適切な保存と管理、活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組むものである。このため、常陸国分寺跡の保存や活用に取り組む過程において、各種施策や事業が適切に行われているかどうかについて定期的に点検し、基本方針に立ち返って現状を把握・分析し、問題点の改善を図っていく。

第2節 方法

経過観察は、石岡市教育委員会文化振興課が主体となって実施し、定期的に事業内容を点検・見直すことにより改善を図り、目標の達成まで継続するものとする。

事業計画として掲げた項目（調査研究・保存管理・追加指定・公有地化・活用・整備・管理運営体制）について、①進捗状況、②実施に当たった課題、③（必要があれば）改善すべき点、④その他・状況を示す写真や資料等、の4項目に関して記述を行い、点検結果の報告を行うこととする。

卷末資料

1. 常陸国分寺跡保存活用計画策定委員会要綱
2. 常陸国分寺跡関連年表
3. 参考文献一覧

1. 常陸国分寺跡保存活用計画策定委員会要綱

○常陸国分寺跡保存活用計画策定委員会要綱

平成27年9月16日
教育委員会告示第32号

(設置)

第1条 国指定特別史跡である常陸国分寺跡の適正な保存及び活用に関する計画(以下「計画」という。)を策定するため、常陸国分寺跡保存活用計画策定委員会(以下「計画策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 計画策定委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 計画策定委員会は、委員10人以内をもって組織し、学識経験者及びその他教育委員会が必要と認める者をもって組織する。

2 計画策定委員会に指導助言を受けるため、顧問を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員及び顧問は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員及び顧問の任期は、委嘱の日から計画の策定日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 計画策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 計画策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第8条 計画策定委員会は次に掲げる委員会を設置することができる。

(1) 専門委員会

(専門委員会)

第9条 専門委員会は、計画策定について学術的な視点から審議検討し、計画策定委員会へ報告する。

- 2 専門委員会は、教育委員会が委嘱した委員の内から、委員長が指名する委員4名以内をもって組織する。
- 3 専門委員会の委員長の選出その他は、第6条を準用する。
- 4 専門委員会の会議の招集その他は、第7条を準用する。

(庶務)

第10条 計画策定委員会の庶務は、教育委員会文化振興課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、計画策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2. 常陸国分寺跡関連略年表

元号	西暦	出来事
大化元年	645	このころ、常陸国府を石岡に置く。
養老6年	722	このころ、「常陸風土記」完成
天平13年	741	国分寺建立の詔
天平15年	743	常陸国分寺起工 『常陸府中鏡』
天平勝宝4年	752	(東大寺大仏開眼会)
天平勝宝4年	752	このころ、百済王敬福が常陸守となる。
天平宝字元年	757	このころ、常陸国分寺成る
天平宝字2年	758	(東大寺大仏殿竣工)
天平神護2年	766	太政官符による布施施入 『税所文書』
延暦24年	805	太政官符による布施施入 『税所文書』
弘仁11年頃	820頃	常陸国分寺は創建後「八十年程過て兵火の為に炎上し」と伝える。 『府中平邑巡覧記』
貞観8年	866	国分寺の僧、樺戸門主、還俗を許可される。
仁和4年	888	書生飛鳥貞成 国分寺にて法華經百部を写し供養を行う。『本朝法華験記』
延喜20年	920頃	木間塚将監という者が、常陸国分寺を再興したと伝える。 『府中平邑巡覧記』
天慶2年	939	平将門により、堂塔伽藍を焼かれる。(天慶の乱)
貞治3年	1364	釈頼阿なる者が常陸国分寺在庵の時、十葉庵の記をつくり、「聖武天皇金泥雜摩品」などの寺宝の数々を記した。 『常陸国分寺資料』
嘉吉2年	1442	太政官符による布施施入 『税所文書』
天正2年	1574	国分寺仁王門上棟式 『常陸国分寺資料』
天正13年	1585	大棟・佐竹両氏の府中石岡城の攻防を巡る兵火により国分寺の堂塔焼失。
慶長7年	1602	徳川家康から寺領30石を寄進される。
元禄6年	1693	国分寺薬師堂上棟
明和年間		国分寺仁王門上棟(再建) 「人大勢参り、ひげ餅千の余も上り候」
文政5年	1822	国分寺薬師堂天災により焼失。(のちに仮堂設置)
嘉永5年	1852	千手院表門(山門)再建
明治36年	1903	調査報告「常陸国分寺址」和田千吉
明治41年	1908	4/22 国分町大火。中門(仁王門)、薬師堂類焼。
明治43年	1910	国分寺本堂建立
明治44年	1911	境内に「国分寺旧址碑」建立
大正8年	1919	浄瑠璃山東方院国分寺と菩提山千手院来高寺が合併(現在の国分寺成立)
大正年間		このころ、黒板勝美が来石
大正11年	1922	10/12 内務省史蹟指定(常陸国分寺跡・常陸国分尼寺跡)
昭和2年	1927	調査報告「常陸国分僧寺趾、尼寺趾」柴田常恵
昭和8年	1933	「石岡町史蹟保存会」結成(昭和11年活動中止)
昭和8年	1933	都々逸坊願歌を記念する願歌堂建立
昭和13年	1938	調査報告「常陸国分寺」広瀬栄一・角田文次
昭和15年	1940	調査報告「常陸国分僧寺趾考」太田静六
昭和27年	1952	七重塔心礎を国分寺境内に移設。
昭和27年	1952	3/29 特別史蹟指定(常陸国分寺跡・常陸国分尼寺跡)
昭和30年	1955	「石岡史蹟保存会」復活(昭和48年まで)
昭和31年	1956	調査報告「常陸国分寺址」堀井三友

最盛期

存続期

千手院末寺
存続期

研究開始期

3. 参考文献一覧

- ・斎藤 忠 1981 『常陸国分僧寺の堂塔跡と寺域の研究』 吉川弘文館
- ・義江彰夫 1985 「中世前期の国府—常陸国府を中心に—」『国立歴史民俗博物館研究報告』8
- ・黒澤彰哉 1998 「常陸国分寺跡」『聖武天皇と国分寺』 雄山閣
- ・有賀和成・石橋一展・小佐野浅子・酒井吐夢・高橋 修・皆川昌三 2005 「常陸府中現況調査概報Ⅱ—中世都市のフィールドワーク—」『茨城大学中世史研究』Vol. 2, 茨城大学中世史研究会
- ・曾根俊雄 2011 「常陸国分寺の回廊—平成21年度の調査成果を中心に—」『茨城県考古学協会誌』23 茨城県考古学協会
- ・石岡市史編さん委員会 1979 『石岡市史上巻』
- ・石岡市史編さん委員会 1983 『石岡市史中巻』Ⅱ
- ・石岡市教育委員会 1978 『常陸国分寺跡書院新築予定地発掘調査報告書』
- ・石岡市教育委員会 1982 『常陸国分寺跡発掘調査報告Ⅰ』
- ・石岡市教育委員会 1983 『常陸国分寺跡発掘調査報告Ⅱ』
- ・石岡市教育委員会 2009 「常陸国衙跡—国庁・曹司の調査—」
- ・石岡市教育委員会 2015 「瓦塚窯跡発掘調査報告書」2015
- ・石岡市教育委員会 2019 「茨城廃寺跡 第1次～第6次調査総括報告書」

特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画

令和2年4月〇日 印刷

令和2年4月〇日 発行

編集・発行 石岡市教育委員会 文化振興課

〒315-0195 茨城県石岡市柿岡5680番地1

電話 0299-43-1111 (代)

印 刷 ○○○○○○

